

平成27年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成27年3月4日（水曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	小野浩史君	住民こども部長	桐戸博康君
健康福祉部長	鈴木司君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 消防署長	壁谷弘志君
会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場内において、企画政策課職員が議会だより用の写真撮影をいたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内において写真撮影を許可することに決定しました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は13名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を11番 笹野康男君、12番 内田 等君の両名を指名します。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。答弁時間も30分以内とします。質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は、通告の範囲を超えないようお願いします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、7番、池田久男君の質問を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

議長に発言のお許しをいただきましたので、先に通告してあります、消防団を中核とした地域防災力の充実強化について、順次質問してまいります。

まず、地域防災力の考え方としては、高い意識、技能を持った人的資源、2番目に、強い行動、装備を持った物質的資源、粘りのある体系、つながりを持った質的支援など、この以上の3つのことを説明できることが地域防災力の強化向上につながると何かの本で読んだことを記憶しております。これらのことを説明することが地域防災力向上につながりますが、また、災害に強い人間、強い環境、強い組織をつくることも大事でございます。地域防災力向上に、以上の3点がつながると思います。

そこで、幸田町民のため、地域の安心・安全を守るために、日夜献身的に御尽力いただいております消防団、また、自主防災会、女性消防クラブ及び家族の皆様、改めてここで深く感謝を申し上げたいと思います。平成26年度は、全国の消防団員及び地区の住民の方が各地で発生いたしました災害に対し、身を挺して対応している姿が報道機関に多く取り上げられた年でもありました。自然災害は逃げる間もなく、今日まで想定された予想を超えて襲いかかってきます。改めて認識をさせる教訓ともなっております。

東日本大震災発生以来、防災に対する住民の関心はますます高くなっており、将来発生が危惧されます南海トラフ巨大地震、そして、首都直下地震に対した広域応援体制や

地域における消防防災体制の強化が求められているところでございます。特に今年度は、国内各地で記録的な豪雨をもたらした、平成26年8月豪雨により、広島市で大規模な土砂災害が発生して74名の死者が出たほか、京都府福知山市、兵庫県の丹波市などでも甚大な風水害が発生しております。さらに9月には、記憶に新しい長野、岐阜県境にまたがる御嶽山の噴火災害でも多くの犠牲者が出たことによりまして、住民の安心・安全に対するニーズはさらに高まってきております。

自治体消防の充実強化はもとより、緊急消防援助隊制度など、広域応援体制の強化が課題となっています。このような大規模災害対策のためにも、自治体消防の技術強化を図り、住民からの消防に寄せさせる期待に対応できるよう、特に次の事項について、順次質問をまいります。

最初に、広域応援体制についてお伺いをいたします。

まず、広域応援体制という言葉でございますけど、根拠となる法令だとか法律はあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 広域応援体制の根拠法令といたしましては、消防組織法におきまして市町村の消防の相互の応援について、第39条におきまして、第39条の1項で、市町村は必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。また、第2項におきましては、市町村長は消防の相互の応援に関し、協定することができるかと規定されております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今、消防長が協定の内容を発言されましたけど、この協定の対象となる災害はどのようなものか、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これにつきましては、近隣の相互応援協定の中での対象となりますものは、火災、その他の災害に際して、災害活動をより効果的に遂行するための応援協定ということで結ばれております。

また、県下愛知県におきましても、同様の協定が結ばれておりますが、この場合におきましては、県内全域に対して大規模な災害が起きた場合というようなことで規定をされております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、愛知県内において大規模な災害が起きるということで、西三河の消防の相互応援協定はどのようなものか、また、そして、対象となる災害とか応援の種別がわかりましたら御答弁願います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 西三河地区消防相互応援協定につきましては、西三河内の市町村及び消防組合、消防連合等によって協定が結ばれております。先ほど申しましたとおり、その内容としましては、火災等その他の災害に際して、災害活動をより効果的に遂行するための相互応援協定ということになっております。

応援の対象といたしましては、消防業務の場合、普通応援と特別応援、救急業務の場合には特別応援というようなことで災害の対象となっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、応援の種別等々、御答弁いただきました。

今、普通応援とか緊急応援という言葉が出ましたけど、普通応援、または特別応援とはどういう内容か教えていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） ただいま御質問がありました普通応援につきましては、西三河であれば協定する市町等の区域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認められた場合には自動的に出動する応援ということで、相互に応援を依頼するのではなくて、隣接する境界線であった場合には、相互に応援を出す、出動するというようなものとなっております。

また、特殊応援につきましては、協定市町の区域内に特殊的防御に必要とする災害が発生した場合、または当該災害により事故が発生した場合に受援市町、広域連合長、消防組合管理者、または消防長の要請に基づいて出動するものとなっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 隣接の消防長の要請がなければということは、まず、本町と境界を接する岡崎、西尾、蒲郡の境界付近に発生したときに、町内であれば当然消火に当たらなければならないですけど、その境界外になったときは早く行っても消せないというか、消火に当たれないかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 隣接で火災が発生した場合でございますが、当然どちらの市町は別にして、火災を先に発見したものに対しては、すぐに消火体制をとるとともに、その管内である消防本部に連絡をし、応援を要請するような体制となっております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、近年において相互応援はしているのかしていないのか、また、していたらその内容をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 近年におきましてですが、全て先ほど申しあげました普通応援の体制ということが主なものとなっております。全て救急事案であります。平成25年には西尾市消防本部との間で4件、岡崎市と蒲郡の間では各1件の計6件がありました。それから、平成26年におきましては、西尾市消防本部との間で2件となっております。

これ以外に、普通応援ではなくて特殊応援という形になると思いますが、昨年につきましては、当消防本部の救急車3台が全て出動中に次の救急4件目があったということで、これに対して、隣接する蒲郡市消防本部、あるいは岡崎市消防本部に救急の出動要請を行っておるということでございます。蒲郡市消防本部におきましては2件、岡崎市消防本部にありましては1件、26年には要請をしております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、こういうこともあり得るかと思しますのでお聞きしますが、火災が発生して消防団は幸田町内だと思ひまして出動したところ隣接市であったということ、これは1回の出動、あるいは2回の出動というカウントされますかどうかお答え願います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） こういった場合に、例えば隣接する岡崎市の管内に入った場合におきましても、幸田町の救急隊が活動した場合には1件として管外出動としてカウントしております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 先ほど応援の種別ということで、普通応援と特殊応援、または緊急応援等お聞きしたわけでございますけど、蒲郡市と幸田町における消防応援協定の内容について少しお伺いいたしますけど、大火災、特殊災害緊急及びその他の災害で応援を必要と認めるときというのは、やはり大変申しわけない、蒲郡市の消防長からの要請があるかどうかお答え願います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 特別応援という形につきましては、応援要請をする消防長からの要請となります。基本的にはそうなりますが、ただ、夜間等で消防長が不在の場合にあっては、その当直からのまずは連絡でということになるかと思ひます。最終的に消防長からは事後ということになるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、確認のために質問いたしますけど、応援対象となる災害では消防業務の場合は普通応援と特別応援、救急業務の場合は特別応援というふうに今、私は理解しましたが、それでよいかどうか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これにつきましてですが、西三河地区相互応援協定では、先ほど申し上げたとおり、救急の場合には特別応援となっております。蒲郡市、幸田町の消防相互応援協定におきましては、普通応援では境界線付近の火災等ということになっておりますので、その中に救急も含めるということで、その応援協定の内容的には若干異なった点があると思ひしております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、この相互応援の関係については普通応援と特別応援で、普通応援の場合は消防長、それと特別は救急業務のということで解釈いたしました。

それで、普通応援の場合は、協定市町において何か災害が発生した場合、特別な出動する場合がありますかどうかお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど申し上げましたが、25年、26年におきましては、救急

だけの応援ということになっておりますが、過去には消防隊の応援、もっと古い場合ですと、まだ幸田町に救助工作車がなかった場合に岡崎市から救助工作車の応援を要請したというようなこともございました。いずれにしても、最近におきましては、救急での応援が主な出動の内容となっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 災害は市町の境界付近に発生したり、また、市町に発生する場合があります。また、一町村区域内にとどまる災害でも大規模なものや特殊な対応のものが発生したりします。このようなあらゆる災害に対し、個々の市町は、みずからの消防力をもって対応することは効率的ではないと十分に防御し得ない場合があります。ここに市町の相互の応援の意義があると思います。そして、隣接消防本部の応援は限られた消防力しかない小さな消防本部にとって大変助かると強く思います。しっかりした体制づくりをして強い体制づくりの強化と発生防御に努めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 隣接も含めてですが、消防の相互応援協定は必要不可欠なものと考えております。現在、岡崎消防本部、岡崎市民病院と合同で年1回集団災害訓練を実施しております。また、昨年2月には国道23号、蒲郡バイパス坂野トンネル内で多重事故を想定した訓練を行っております。これの訓練には幸田町消防本部だけではなく、西尾市、蒲郡市の消防本部、国土交通省なども参加した合同訓練を実施しております。現状といたしましても、相互応援協定に基づく出動体制となっておりますが、今後も合同訓練等の実施をするなど、近隣消防本部との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 大変積極的に取り組んでおられるということで、やはりこの体制づくりを強化していただきたいと思います。

次に、2番目の項目でございます。緊急消防援助隊の出動要領と体制、出動状況についてお伺いいたします。

平成7年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設されたと聞きますが、出動要領、体制はどうなっているか、創設以来の出動状況、本町の消防本部の出動についてお伺いをいたします。まず、緊急消防援助隊の組織はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 緊急消防援助隊の組織としましては、平成7年に阪神・淡路大震災がございました。そういったときに、全国的な消防の出動体制というものが整備が不十分であったということで、これ以降に創設をされております。幸田町の中におきましては、現在消防隊、救急隊、後方支援隊の3隊の緊急応援隊を編成して出動体制をとっております。

以上でございます。

- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） それでは、本町の援助隊の登録はどのようにされているかお伺いたします。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） 緊急援助隊の登録につきましては、全体的では先ほど申しました消防隊だとか救急隊、それから救助隊、後方支援隊、航空隊と各隊がございます。そういった中で、幸田町の人員の中で可能な範囲の応援出動ができる体制ということで消防隊を1隊、救急隊を1隊、後方支援隊を1隊の体制をとっておりますが、この3隊が一度に出動するということはありませんで、愛知県のほうから出動要請があるのは、この3隊の中のいずれか1隊の出動要請がかかって出動するというような状況になっております。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） 今、内容を説明されました。そして、その消火隊、緊急隊、後方支援隊ということでありまして、この隊の各おのおのの人数は把握されているかどうかお聞きしたいと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） 人数といたしましては、消防隊につきましては4名で出動をしております。それから、救急隊におきましては3名、後方支援隊というのは前線で活動する消防隊、救急隊等の資機材及び後方支援というようなことの人員ということになりますので、2名という体制で組んでおります。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） それでは、出動の基準、出動時の対応はどのようになっているかお聞きしたいと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） 出動の基準としましては、消防長長官から災害が発生した都道府県知事から消防の応援要請があった場合、または災害の規模等に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事に緊急消防隊の出動の要請があります。それが各消防本部に伝わり、そこで出動をするというような状況になっております。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） それでは、この出動には通常の出動ということと迅速な出動と2項目あるように思いますが、その辺の内容をお伺いたします。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） まず、緊急消防隊の中では先遣隊というような形で迅速な出動というようなことになっております。そういった中では、特に大きな消防本部が中心となった出動体制をとって、まずいち早く現場に行ってその状況を把握し、それ以後の出動隊の体制づくりというようなものをやる隊になっております。これは愛知県でいきましたら、名古屋市が中心となった出動体制をとっております。幸田町におきましては、2次以後の体制で出動するようになっております。

- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） 東北の大震災、または御嶽山の噴火火災にも大変積極的に応援活動をされたと、大変本町でも喜ばしいことでもあります。それでは、迅速出動時の幸田町の位置づけとか任務をこの2点についてお伺いをいたします。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） 迅速出動ということですが、迅速出動の基準といたしましては、出動対象都道府県が震央である最大震度6弱以上の地震災害、または出動対象都道府県に対して津波警報が発令された地震災害が発生した場合ということになっております。そういった場合には、迅速時の対応ということで第1次編成陸上部隊の集結時間というのは決まっております、これについて迅速に対応をしていくということになっております。これにつきましては、発生から1時間半を目安に県で集結をするということになっておりますが、幸田町におきましては、この迅速出動の隊の中には入ってございませんので、2次隊以降の出動体制をとることになります。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） 今、消防長から集結の目安1時間半ということで、あらかじめ集結場所に集結ということでございますけど、迅速集結の場所としては、岐阜県は名神高速道路の下り線の尾張一宮パーキング、また、三重県は東名阪自動車道の下りの御在所サービスエリア、静岡県は新東名高速道路線の浜松サービスエリアということで、隣接県は全部この迅速出動の集結場所を決めております。愛知県は、なぜないかお伺いをいたします。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） 基本的にこちらのほうで愛知県の場合ですと、まずは名古屋市が先着隊とっております。三重県で発生した地震等につきましても、名古屋隊だけの出動というようなことになっておりますので、その中で応援隊、1次の消防隊等が名古屋市から出ていくということで規定がないと考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） それでは、もう一点、幸田町の任務についてお伺いをいたしますけど、先ほど2次隊の後方支援だよということを消防長にお伺いしました。西三河の部隊の車両に搬送できない資材を搬送するということをお伺いしたんですけど、こういう車両に積載できない資材というのはどんなものがあるかお伺いいたします。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） 出動する単位につきましては、当然車両、人員ということで現場に向かいます。消防隊、救急隊にしても、その車両自体がいろんな資機材を積載した車両になっております。そして、現場についての食料というものは各隊が持参するというようなことになっておりますし、基本的には野営するということでテント等もあります。そういった救助以外の現場での生活に必要なもの、そういったものを西三河なりで積載できないようなものを幸田町のトラックに積んで搬送するというようなことで、東日本大震災の出動のときも活動を行っております。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 緊急消防援助隊は平成7年の発足以来19年が経過しようとしているわけですが、全国の消防力を結集する消防援助隊は着実に発展を遂げており、日常化しつつある多様な災害からも要請があれば積極的に参加していただきたいと思っております。その考えはあるかないかお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 幸田町消防本部におきましても、今までに阪神・淡路大震災、先ほど申し上げました東日本大震災、昨年の御嶽山の噴火災害ということに出動をしております。消防としては3隊でありまして、その中の1隊をということで出動体制をとっておりますが、出動要請があれば積極的に出動をしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 要請があれば積極的に参加していただきたいことをお願いいたします。次に移ります。

地域における消防防災体制は、常備消防、消防団、自主防災組織等で構成、結成されております。東日本大震災における消防団の活躍は、みずからも被災者であったにもかかわらず、誰よりも真っ先に災害現場に駆けつけ、各種応援隊が引き上げたあとも最後まで活動されたと聞きます。

その危険な状況下の活動に際して、団員の安全活動の確保を守るための装備はあるのかということで、本町において平成20年8月末豪雨、平成21年の10月8日の台風18号の際にも極めて危険な状況の中で、昼夜にわたる警戒活動、救助活動を行っていただきました。しかし、極めて危険な状況のもとにおいて、活動の基本となる自身の身の安全であります装備について、2点ほどお伺いをいたします。

第1点は、本町の消防団の主な安全装備はどのようになっているかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 幸田町消防団の安全装備品の内容ということでございますが、まず、防火衣一式、これは幸田町の場合は銀色のものですが、その上着、防火衣と申しますが、防火衣と防火帽、防火用の長靴、安全帽といたしましてヘルメット、安全靴、雨がっぱ、防塵マスク、反射ベストを安全装備品として貸与しております。

今回、消防団の装備の基準の改正では、新たに救命胴衣、耐切創性手袋、これはガラスの破片を握ったときなどに切れにくいような手袋というもの、それから防塵マスク、防塵眼鏡が加えられております。したがって、防塵マスク以外の救命胴衣などは現状としては配備されていない状況となっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、創設以降の出動状況、または、本町の派遣状況はどのようにされているかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 緊急消防隊の派遣ということで言いますと、先ほど申し上げましたとおり、緊急消防隊の創設前でございますが、緊急消防隊の創設の契機となった平成

7年の阪神・淡路大震災に際し、広域消防応援活動として水槽車1台、隊員3名を計3回消火隊として派遣させていただきました。

また、平成7年の緊急消防隊創設以後であります。平成23年3月11日の東日本大震災に消火隊としてポンプ車1台、隊員4名、後方支援隊として資機材搬送車1台、隊員2名を延べ5隊、計6回、14名を派遣しております。

また、昨年の平成26年の9月27日に発生した御嶽山の噴火災害におきましては、後方支援隊として2名を派遣しております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、装備の基準の改正の施設の内容についてお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防団の装備の基準の趣旨ということでございますが、これにつきましては、東日本大震災で避難誘導等の消防団活動中に254名の団員が犠牲となりました。これを契機に消防団の中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が平成25年12月に施行され、これを受け、消防団の装備の基準が平成26年2月に改正をされました。

これにつきまして、こうした東日本大震災におきまして、多数の消防団員が犠牲になったことを踏まえ、救助用半長靴、編み上げ安全靴ですが、これや救命胴衣等の消防団員の安全を確保するための装備の充実と消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するとともに、他機関との連携の円滑化を図るための無線機やトランシーバー等、双方向の情報伝達が可能な情報通信資機材の充実、さらに大規模災害に対応するためのチェーンソーや油圧ジャッキ等、救助活動用資機材の充実を図るものとなっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今、消防長が答弁されたように、消防団の情報収集、または共有、発信機能を強化するということが携帯の無線機、トランシーバー、そしてまた、大災害に対応するためのチェーンソー、油圧ジャッキ等の充実するということでありますけど、現在まだまだ本町の消防団のこういった無線機、トランシーバー、特に東北の大震災ではトランシーバーが有効であったということを聞きます。その辺の充実は、もっときめ細かに、これからは情報収集が大変でございます。そのためには、やはり携帯の無線機、トランシーバー、大災害になれば、やはりチェーンソーとか油圧ジャッキがかなり必要になってきます。その辺のことも、財政が厳しいと思えますけど、補充のほうはもう少しきめ細かくしていただきたいと思えますけど、消防長のお考えは。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今回の消防団の装備の基準の改正を受けて、平成27年度の当初予算に消防団員の安全な活動の確保のための風水害等で着用する救命胴衣と団員相互の情報伝達が可能な装備としてトランシーバーの配備するための経費を計上させていただいております。また、今後の消防団車両更新時にはエンジンカッターやチェーンソーを

搭載した救助資機材搭載型消防団車両の配備も検討してまいりたいと考えております。いずれにしましても、消防団の安全を確保し、大災害に対応するため、計画的に装備の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 先ほど救命胴衣ということを発言されましたけど、海岸線にある市町と幸田町は異なります。しかし、そこまで想定する必要はないかもしれませんが、消防活動の基本としては、まず安全な活動の確保のために風水害等、車両で出動する団員にやはり救命胴衣も必要ではないかと思っておりますので、これもあわせて強化していただきたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 幸田町におきましても平成20年8月末豪雨、あるいは平成21年の18号台風というようなことで大きな風水害等が発生しております。この中では、広田川の氾濫だとかそういうこともありまして、その中で消防団活動というのは行っておりますので、そういった面で風水害対応ということで救命胴衣というような風水害対策に必要な安全装備というのも必要だと考えておりますので、今後、充実に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 団員にとっても人間にとっても人の命、財産が一番大切なものでございます。やはり装備の安全基準を踏まえて消防の改善に向けた取り組みを進めていただきたいと思っております。

それと、消防団等の充実強化法が成立した機会を捉えて、一層の消防団の装備の改善を計画的に捉えていただきたい。あらゆる機会に安全確保の充実強化を進めていただきたいと思っております。

また、情勢が厳しい財政状況になっておりますけど、命と財産を守るためには一層の強化をしていただきたいことをお願いいたしまして、最後の質問にまいりたいと思っております。

自主防災組織、女性消防クラブ、少年消防クラブの活動内容についてお伺いをいたします。

自主防災会組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、各区に住んでいる住民により自主的に結成されたものでありますけど、大規模災害時には行政機関により公助が困難な場合、自助、共助の機能を発揮すると言われますが、自主防災組織の活動内容についてお伺いをいたします。

まず、自主防災組織の活動内容についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防団の安全装備につきましてですが、災害対応、二次災害の防止という面におきましても必要だと考えておりますので、今後、整備充実に図ってまいりたいと考えております。

自主防災会組織の活動内容ということでございますが、これにつきましては、自主防災組織設置推進要綱という要綱の中におきまして、地震等による被害の防止、または軽減を図るための組織として位置づけられております。自主防災組織の活動といたしましては、地震災害時等を含めた初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出救護、情報収集、伝達活動等が主な活動となってまいると考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 災害時においては、地域住民自身による日ごろの取り組みが避難時において、震災後の生活にとっても非常に重要な役割を果たしていると考えております。

それでは、この自主防災組織の年間行事はあるかどうか、あったら何回ほどやっておられるかをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 自主防災組織の年間行事といたしまして、基本的に消防本部、あるいは防災安全課というようなことで行わせていただいている事業におきましては、平成26年度では各自主防災会の可搬ポンプの性能検査、幸田町総合防災訓練、出初め式での一斉放水等の訓練を行っております。また、このほか学区、あるいは各区の地域防災訓練におきまして、各種の訓練を実施していただいております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） やはり学区で毎年やっていただけます防災リーダーの方、大変な忙しさであり、また、いつ何どき起きる災害に対していつもリーダーを発揮していかねばならないということで、防災リーダーの養成研修というのがあると聞いたんですけど、その辺のところ、内容はどうなっておるかをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 防災リーダーの育成としまして、防災リーダー研修を行っております。これにつきましては、各区の区長や自主防災会担当の方々を対象といたしまして、今年度は7月12日と8月9日の2日間行っております。この研修につきましては、総務部の防災安全課と消防本部の予防防災課で運営、今年度につきましては実施しております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） やはり地区の行政区長さんを始め、各区の役員さん大変忙しいのかかわらず、総合防災訓練、学区の防災訓練、消防の出初め式など、いろいろな形で御協力、出席していただいております。そのような形で、どうかこれからもいろいろ協力してもらわなならんで、何にしても高齢化も進んでおる、その辺のところの面倒なのか、そのケアというのはどういうふうにされておるかお聞きしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 学区、地域等の防災訓練におきましても、年齢的には年配の方々が多く参加されておるのが実情だと思います。そういった地域防災訓練もございますが、そのほかにも消防本部としましては、女性消防クラブ等というようなものも含めて防災活動、対策を行っておると考えております。そういったものを含めた中で、年齢層、男

女にかかわらず、町民の一人でも多くの方に防災知識の普及等を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 高齢化ということで、学区とか区に任せず、やはり消防団と連携、強化していただき、より一層、自主防災会の活動を推進していただきたいと思います。

次に、女性消防クラブの活動内容について、女性消防クラブの構成等もあわせてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 女性消防クラブの構成ということでございますが、現在、坂崎区、大草区、岩堀区、桜坂区、野場区からは各2名、それ以外の区からは各1名の28名で構成をして女性消防クラブ員として活動を行っていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、活動内容と町の防災機関への協力という形でお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 女性消防クラブの活動内容と防災機関への協力はということでございますが、女性消防クラブの目的といたしましては、地域における防火槽の普及高揚を図るとともに、相互の連帯意識を密にし、防火に関する知識の向上に努めるために設置されておるものでございます。クラブの活動といたしましては、防火に関する知識の習得に関するもの、あるいは家庭及び地域における防火槽の普及高揚、消防機関との教育に関するものとなっております。活動事業といたしましては、4月には会の総会と意見交換会、総合防災訓練、出初式など地域防災訓練への参加等、消防本部の主催する事業に参加、協力をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 女性消防クラブの活動については、我々も目について、非常に一生懸命活動、活躍されているなど認識しております。また、知識の向上について、研修の効果というか、その辺のところもあわせてお願いして、次の少年消防クラブについてお伺いをいたします。

なかなか少年消防クラブの活動内容ってなじみがないわけでございますけど、広報なんかで見ると、一日消防長だとかそういう職場体験などやっておられます。これは活動内容というよりも学習体験の部分に入るんじゃないかなと思っております。あわせて活動内容、体験学習など、わかる範囲でよろしいですけどお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、女性消防クラブの知識等の普及ということでございますが、女性消防クラブの方々には、先ほども申し上げた事業のほかに、普通救命講習を受けていただいたり防災リーダー研修に参加していただく。県の消防学校に入校して防災に対する知識を学んでいただく。それから、視察研修ということで、今年度は名古屋大学の減災館、消防航空隊の視察というようなことを行っております。こういったものを通じ

まして、防火防災、あるいは救急に対する知識の習得に努めていただいております。

次に、少年消防クラブの活動内容ということですが、愛知県消防学校の一日入校とか防火作品展ということで防火に関する習字ポスターにつきまして応募していただいております。今年度は、一日入校につきましては荻谷小学校の児童19名の方に参加をいただき、防火作品におきましては習字とポスター合わせて327名の応募がありました。このほか、先ほど言われましたとおり、中学校の職場体験を受け入れており、こういったことも少年に対する防火知識の普及活動の一環と考えております。

体験学習につきましては、今年度、南部中学校2名と幸田中学校3名の受け入れを行いました。この中で、南部中学校の2名の生徒の方々には一日消防署長ということで消防の活動や立入検査というものにも同行していただいて消防の業務、消防の防火に対する活動というようなこともやっていただいて、全体的に防火知識の普及というようなことで努めておるような状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） いろんな形で、起震車というんですか、揺れる、これは震度6だよとか5だよという車とか、今、煙の体験などを積極的に取り入れて参加していただきたいと思います。その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 起震車におきましては、現状としても要請があれば対応してやっておるということでございます。煙体験におきましても、消防本部の資機材を使うことができますので、御要望等があれば、その都度対応していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 少年消防クラブということでありますものの年齢制限がどうなっているか私もわかりません。小学校の高学年から高校生まで入るかどうかと、ちょっとその辺の年齢制限があるのかなのか教えていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 基本的に少年消防クラブの構成員であります、年齢的には小学校5年生から中学校3年生までを対象としております。こういったことの中で、先ほど言った、一日入校等につきましては小学校6年生の方々、防火作品につきましては小学校5、6年生を対象としたものということで、こういったものにつきましても少年消防クラブの活動の一環と捉えて対応を行っておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 最後の質問になりますけど、災害時においては、とっさの判断、行動が生死を分けます。児童・生徒の危機回避能力、防災行動力の向上のため、年代に応じた総合防災教育を推進することが有効であるということをお聞きしながら、最後に、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 大規模災害が発生した場合には、地域の消防団だとか自主防災会などの活動が大変重要だと考えております。地域防災力の強化を図るためにも防災体制の強化に取り組んでまいります。また、広域の応援体制としての応援協定に基づいた近

隣の消防本部との連携強化、あるいは緊急消防隊への出動派遣ということにつきまして
も積極的に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時07分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2点について、順次質問をしてまいります。

まず、施政方針などについて問うものであります。施政方針は、景気は緩やかに回復基調を続けていますが、町民税、固定資産税などの大幅な伸びは見込めない状況になっており、重点施策を中心にとございます。この施政方針読みまして、何が重点施策なのかが見えてまいりません。第1の安全で快適な都市の基盤、生活の基盤づくり、そして、第6番に健全な行財政による確かなまちづくり、こういう表題で6項目にわたっての記述がございます。これを全て重点施策なのかどうなのか、まずその点から答弁を求めるものであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 施政方針で何が重点かということでございますけども、今回におきましては137億ほどの予算を組んでおりますけども、その中で、特に安全・安心と教育に重点を払っております。それが一番大きなものでございまして、全体にまた新たな事業として45事業、約7億3,000万円ほどの新しい新規の事業も取り組んでおります。そういった全体的に持続可能な予算ということで今回対応させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、結局この施政方針に掲げてある内容が全て重点施策だと、こういうふうに取り出れるわけですよね。しかし、この施政方針の中で、今言われた安全・安心、教育に重点を置き、45事業、7億3,000万円の事業予算の組み立てだよという内容でありますけれども、そうしますと、ここの中で言われておる重点施策というものは、先ほど申し上げたとおり見えてこない。見えてこない中で、今町長答弁の45事業の7億5,000万円と、こういうようなお話であります。そうした点で、再度の答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 施策としてはいろいろな形でやっておりますけども、将来を見据えた総合計画を計画していく上において、駅前広場の基本計画だとか、それから、墓地公園の構想、遊水池の土地利用、児童館の基本構想、幸田小学校の実施設計と、いろんな長寿命化に対する施策、特に公共施設の総合管理ということとハピネスの問題、

そういう橋梁等の長寿命化計画等々を含めまして、そういう大きな取り組みをやっているというところがございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもかみ合わせがうまくいかないなというふうに思います。先ほど申し上げたとおり、町長自身はこの施政方針の中で重点施策を中心に事を進めますよと、こういう記述があります。その記述について、重点施策とは町長は何を目指しておられるのかということをお聞きをしておるので、そうした点で、あなたの答弁でいきますと、今は総合計画である駅前広場、あるいは墓地公園であり遊水池だと、あるいは長寿命化ということは、この施政方針に書いてある内容がすべからず重点施策ですよと、こういう受けとめ方でいいのかなのか、再度の答弁であります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 一番今回でも先ほど申し上げました消防の問題、安全・安心で救急防災無線のデジタル化等々、この大きな予算を使っておるところでありますけれども、将来的に私がまだ予算として計上されてないけれども、将来的な見通しとしてマニフェストに掲げたようなことというものが、今後、地域との進展が進んだ段階においては、それが新たなまた取り組みになるというふうに思っておりますので、それは現在の予算の状況の中には入ってない部分もございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 予算に入っていないもの、あるいは施政方針に掲げてなくて、こうやって透かしてみると読み取れるだろうと、こういう答弁をいただくつもりはございません。要は、あなたの言われているこの施政方針の中で、税収の大幅な伸びは見込めないよと、だがしかし、重点施策を中心にと、こういうふうに書いてあるわけですよ。その中の重点施策とは何ですかということで、先ほど第1から第6まで项目的に挙げられている。それがすべからず重点施策なのかということの解明をあなたに求めたわけ。

したがって、あれもあるこれもある、これも書いてある、あれも将来だと、予算化はしてないけどもこういうものだなんていう形の中で、最後に総合計画と。総合計画というのは何でもありますよ。何でもありだから総合というの。そんなもの持ち出したら、重点施策を中心にとというのはあつてないよと。ですから、私が求めているのは、あなたの施政方針の中で重点施策を中心にとというものの内容について、これは最後にする、後でまた出てきますのでね、違う内容で違う言葉で出てきますので、これを最後にして、何が重点施策なのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 重点施策といたしましては、やっぱり安全・安心なまちづくりというのが基本施策になるだろうというふうに思っております。生活基盤の整備、福祉、教育の充実、それが一番重点施策の1つになってくるというふうに思っております。それからあとに、快適な都市基盤の整備だとかいろいろ内容、具体的な施政方針の中にはたくさん網羅してございます。それを一つ一つ申し上げますけれども、全体的に重点施策として全て行っていくというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 施政方針に掲げてある内容すべからくが重点施策である。そして、施政方針の中にはまだ十分反映はしてないけれども、あれもあります、これもありますと。そんなん重点じゃないじゃんか。そういうのをばらまきといえへんか、世間ではというふうに私は思います。

その中で、さらに施政方針は後年度負担を考慮し、こういうふうにされております。後年度負担というのは、わかりやすくいえば、借金をして、あれもやる、これもやると。それはそれでいいだろうと。しかし、借金をしたということは後年度にわたって元金と利息を払い続けなきゃいかん。だから後年度負担を配慮しと、こういうふうにしてある。さらに施政方針の中で、実質公債費比率は昨年度に引き続き県下ワースト7位だと。つまり町税を中心とした自主財源に占める借金の返済比率、これを公債費比率というわけですが、その公債費比率が54市町村の中で悪いほうから7番目だよということを強調される。そういう中でいきますと、結局後年度負担を配慮しというのは、借金はできるだけしないでやっていきたいし、借金の返済比率も県下で7番目に悪いんだよと、こういうことを指摘をしながら、そしてその一方で、プライマリーバランスを堅持しという、あなたも随分この言葉が気に入っておられるわけですが、プライマリーバランスということをおっしゃると、その内容によっては行政や、あるいは住民に萎縮をさせる、こういう効果的な機能を持つ言葉がプライマリーバランスと、こういうふうには私は受けとめております。

そうしますと、先ほどの重点施策の中の問題とこれを絡めていきますと、当然絞り込まれてこなきゃいかんわけですよ。重点施策はといたら何でもありの総合計画を中心というような内容だ。しかし、方針をつくりますと県下で7位の借金返済の比率だと。さらにプライマリーバランスと、収支バランスをとっていくんだと。何をおやりになるのかというのが見えてこない。そこら辺を解明していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、後年度負担という言葉が先ほどございました。将来にわたって子どもたちにつけを多く回すということじゃなくて、均衡のとれた財政運営をしていくというのが1つでございます。

それから、公債費比率が54市町村の7位だということでございます。極力借金をしないように、現在百四、五十億あった借金が今全部で90億ぐらいに、一般だけじゃなくて全て全体入れましてそのぐらいに減ってきておるということでございます。それにおいて、新たに起債を借りるのが今回でも一億二、三千万だと思いますけれども、27年度におきましては消防の無線のデジタル化についてのそれを借りてるということでありますけれども、あとは減らす一方で努めております。それにおいても54市町村の中でワースト7位のいうことでございます。しかしながら、公債費比率が全て一番になればいいということじゃなくして、その起債も運用の仕方によって御利用させていただくような段階になれば、それをさらに活用させていただこうというふうに思っております。

要は、プライマリーバランスということで、先ほど住民の皆さんに萎縮させるようなことだというふうにおっしゃるわけでありまして、借金をどんどん重ねるのがいい

のか、少しでも我慢をしていただく。私の2期目の施政方針の中には、厳しい状況の中ではあるけども、町民の皆さんに我慢をしていただいたという内容が記されているかと思えます。私のほうも、そういう財政運営について、町民の皆さんに後年度負担をさらに進めるようなことのなく、行政改革等々内部をしっかり詰めまして予算編成に努めているところでございますので、伊藤議員が、目玉がないじゃないかというようなことをおっしゃるのかなというふうに思いますが、着実な財政運営によって持続可能なまちづくりをさらに進めさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） さらに話は進めていきます。施政方針の中に、こういう言葉もあります。選択的・重点的に取り組む、こういうふうに言っておりますよね。先ほど申し上げた重点施策とは何ぞやと言ったら、すべからず全部入っておりますよと。しかし、その中で重点的・選択的に取り組みますよ。これはもう少しわかりやすく言えば、選択と集中なんだと。選択と集中とは、たくさんある項目の中で、町長が気に入ったいいものだけを食べていく、口にする。それが選択的重点実施というのは食べて消化をしていくと、こういうふうに受けとめるわけでありましてよね。そうしますと、結局論旨に矛盾があるんじゃないのかということをお私に指摘したい。

要は、私の言ったことに対してプライマリーバランスと、収支のバランスをとらないかんよと、これはお説のとおりだろうと。しかし、それを強調すれば強調するほど、あれもこれもという住民からの要望は金がかかってしょうがないと。だから選択重点実施でいい物食いを行政を進めますよと、それが住民の要望やら要求にやら声を萎縮させますよということを申し上げた。しかし、あなたは、そういうことを言うとね、借金どんどん積み重ねてもいいんじゃないかと、何でそんな反論が出てくるのか、どういう感覚なのかと、こういうことなんですよね。

ですから、私が申し上げたいのは、この施政方針の中で選択的重点実施ということも掲げられている。さらに先ほど申し上げた冒頭の中で、重点施策を中心というのは論旨としてはつながるだろうと、こういう点でいきますと、論旨はつながっても答弁の内容はばらばらんと、こういうことで1つ整理をしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 選択と集中という話でございますけれども、また、その町民が萎縮するということが非常に前回からおっしゃるので、私のやってる施策の中で町民の皆さんが萎縮するような内容かどうかというのを伊藤議員からもまた教えていただきたいなというふうに思います。

私は、常に町民の皆さんのいろんな御要望を聞いて予算編成に各党会派の皆さん方からも御要望をいただいているものに対して、目をしっかり向けてそれに対応していくというふうな姿勢でやっておりますもので、町長が勝手なきれいな自分の好きなものだけやればというような、そんなつもりは一切ございません。一人一人いろんな方からの話があったことについては、所管課の部長に話をしまして、すぐ対応するような体制も整えておりますし、職員一体となってそういう目を向けてやっております。今後

おきまして、さらにバランスのとる、いい物食いというようなことは一切なしにさらに進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私がわかりやすく申し上げたのは、選択的重点実施というのはたかさんの項目があると、ばらまいたと。しかし、その中でも選択し、重点的に実施をするというのは町長の裁量で、町長がおいしいなといったものを食っていく、いい物食いをする、そういう内容が秘められた言葉が選択的重点実施ですよということを私は申し上げた。

さらに話を進めていきます。施政方針の中で、本町の行財政運営につきましては、限られた財源と資産を有効活用し、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組む、このようにされております。それはそれでいいでしょう。ただ、そうしたときに、肝心かなめな関係が抜けておるのは財源確保について、施政方針に記述がございません。

私は、一貫して大企業の社会的責任を果たさせるためにも、適法的に認められている適正課税、超過課税の実施を求め続けております。今年度から法人町民税の一部国税化で財源の一部が国が召し上げていくと、こういう中で、限られた財源をどうふやしていくのが問われてくるものであります。

今までの議論の経過を踏まえていきますと、我が幸田町は、企業誘致を進めるから適正課税、超過課税は実施をしないよと、こういう構えを考え方で進められてこられました。つまり、限られた財源と資産を有効に活用するというのは限界がある。どうやって財源を生み、つくっていくのか、こういうのも施政方針の私は重要な内容だというふうに思います。この点について答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 本町、将来に企業立地の件がうたっていないというお話でございませぬけども、たしかうたってあったというふうに思っておりますけども、先ほどおっしゃった財源確保の問題について、私、今までも1期目におきまして企業立地課をつくりまして、いろんなところに種をまいてまいりました。やっこの1期目の最終ぐらい、2期目に入りましても花がつぼみのものもありますし、将来すぐ花が咲くだろうというものを着実に出てきておりますので、そちらのほうで幸田町の財源は確保するようにさらに進めていきたいなというふうに思っております。

超過課税の問題につきましては、伊藤議員から再三お話あるわけでありまして、それをどこの地域でもやってる。幸田町がやればいいじゃないかというお話でございませぬけども、前回は申し上げたように、幸田町に対して立地をしようという企業の皆さん方が、資本金が1億円以上だったと思っておりますけども、その企業におきましては超過課税が取れるよということでございますけれども、今のところ、即その立場に取る状況に今至っておりません。もう少し頑張って、幸田町に企業立地をすると非常に有利だよというところを今、種をたくさんまいておりますので、それが花が咲くように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は財源確保の関係で、つまりどうやって財源確保していくかとい

う点で適正課税を実施をするそういう記述がないよということを指摘いたしました。あなたの言われるのは、そういうことはやらへんけど企業誘致を進めれば財源が生まれるじゃないかと、こういうすれ違いをやっておってもしょうがないわけなんでね。ただ、要は、先ほどもあなたの言われるように、全国の都市といわれる80%以上が超過課税を実施をし、自主財源をどうやってふやすかという知恵を努力をされている、そういうことについても私は学んでいくべきだろうということを申し上げておるわけです。

そうした中で、適正課税を実施した場合のその財源の見込み。あなたも言われましたように、資本金1億円以上の法人への超過課税で生み出される法人税額、新たな財源というのは幾ら見込まれますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 26年度の予算ベースで試算をするということの前提で、資本金が1億円を超える法人、5号法人以上で計算をしますと3億4,000万円程度の増収になると見込まれます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 知恵を出せば全国の80%以上の都市が実施をしている超過課税実施すれば3億4,000万円の新たな財源が生まれるという答弁であります。私はそういうことにきちっと対処し、町の財源を豊かにしていく、そういう取り組みを求めて、次に2番目の項目の高校卒業までの医療費無料化実施などについて問うものであります。

私どもは中学校卒業までの医療費無料化を求めて街頭に立つなどして署名を集め、1,800を超える署名を集め、町議会に提出をし、議会は全会一致でこの請願を採択したことを受けて、町は2008年、平成20年4月から中学校卒業までの医療費無料化を実現をされました。

医療費無料化の対象外の子どもの受診実態について、これは全国の保険医協会が2012年、平成24年に都道府県ごとに実施をした患者受診実態調査、これでございますが、その調査で経済的理由による受診の中断、中止などが発生している事態を明らかにしております。幸田町における実態はどうか、医科、歯科、それぞれ別々にその実態について答弁を求めるものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 医療費の無料化の関係で、対象外の方の経済的な理由による中断、中止の関係でございますけれども、先ほど議員申された愛知県の保険医療協会が調査されたということは私も承知はしております。

本町におきましてのその実態については、特別、アンケートであるとか、そういった聞き取りも実はしておりません。中身について、その実態については把握しておるものではありません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町として実態の調査はしておりませんが、愛知県が県の保険医協会が県のレベルはどうかということはやっておりますよね。それは、あなたは持っているはずなんです。そうしたことでいきますと、愛知県でそういう治療あるいは受診の中断、中止、そして、それが経済的理由によるものだ、こういうアンケ

ート調査も結果も明らかにされております。幸田町がなったとしても県のレベルではどうという水準にあるのか、そして、その水準を押しなべていけば、幸田町もそれほど大きな違いはない。そうした点で、県の調査における愛知県はどういう状況にあるのか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 私、県の調査を実は承知はしておらないわけですが、愛知県の保険医協会が調査された内容については承知をしております。たまたま平成22年のときに調査をされた内容でございますけれども、県がないということでこれから推理をするわけですが、その中で保険医協会に加入をしてみえる病院、医科の診療所、歯科の診療所、これらの方が会員になっておられるわけですが、その方たちが経済的な理由によって中断を患者から申し出がされたかされなかったか、そういった中で、病院であるとか医科の診療所では28%程度、歯科でいきますと44%というのがその経験があるよという回答であったと。

ただ、その中身については、糖尿病であるとか高血圧、歯周病、いわゆる慢性疾患といますか、そういった高齢者の方といますか、かなり年齢が高い方たちの疾患がほとんどの患者が多いというような結果も出ておるといことで、先ほどそれから推測して町ということですが、自己負担3割の負担をしますので、それによる経済的な理由による中断が私もないとは思いませんけれども、そこまで影響は大きくしていないのではないかとというようなことを判断をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 実態がないけれども県の状況を推測するということですが、医療費無料化対象外、幸田町でいけば中学校卒業以上の子どもたちが、その対象になる。無料対象外の子どもたちが、基本的には親の経済的な理由なんですよ、そのことによって治療が中断をする、中止をする、あるいは投薬についてもお金が要るからもういいですよと断る事例というのはたくさんある。平均すれば40から50。大阪の事例でいきますと60%を超えておるわけですよ。そういう深刻な状況が今、子どもたち、つまり中学校を卒業した以上の子どもたちの中にあります。

そういった点からいけば、親の経済状況によって子どもの受診が大きく左右される、これは非常に将来的に大きな問題を残す。そうした点からいくなれば、対象年齢を拡大をする、高等学校卒業までの医療費無料化、これを実施を求めるわけですが、そうした場合、対象となる子どもの数として実現に必要な財源の見込みについて答弁を求めるものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 現在、中学生の卒業までは無料ということで対応させていただいておる中で、高校生、平成26年の4月1日現在でいう15歳から17歳、その26年度には高校生になるということの人数ですが、1,189名の方が対象になるということであります。

財源といますか、必要な額を積算をしたわけですが、これについては補助であるとかそういったものはありませんので、当然実施をすればこれは単独町費ということになるのかと思いますけれども、現在の子どもの医療費、ゼロ歳から15歳を対象にしておる

わけですが、その総医療費で積算をしますと平成25年度で約9億900万、これが医療費です。社会保険、国民健康保険等合わせた総医療費、子ども医療の受給者6,220名おみえになります。これで試算をする先ほど1,189名の対象者でやると約4,890万という数値になるわけですが、子ども医療にかかる総医療費の年齢によってかなり差があります。これもちょっと数値を調べたわけですが、13歳から15歳、いわゆる中学生の方とゼロ歳から6歳では8倍ぐらいの実は差があるわけです。いうならば、13歳から15歳に近い高校生ということになれば、その方たちの総医療費というのが大体8,460万円程度、これから試算をすると、約2,460万円という試算が出ると。子ども医療の現在の中学生の医療費による試算をすれば必要額としてはその程度だということと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 数字をいろいろ言われて、書き取りもできなかったわけですが、私がお聞きしたのは、今、幸田町は、愛知県もそうですが、中学校卒業までは無料ですよと。私が求めたのは、中学校を卒業して高校卒業までの対象者は何人おるのかと。そして、その対象者というのは国保にかかわる対象者ということになりますよね、限定されてくるわけ。幸田町がやるから普通の健康保険とか政管健保だとかそういうところまで広げるわけにはいかんわけなので、幸田町の国民健康保険にかかわる中学校卒業から高校卒業までの人数が何人になるか、それが1,189人だというふうに言われました。そうしたことも含めていくと2,460万円だよと、こういう私の内容が書いてあるわけですが、先ほど申し上げたとおり、書き取れなかった面もあるので、再度数字については正確性をお聞きしたいという形で、その対象者は1,189名で2,460万円の新たな財源を伴うものだよと、こういう理解でよろしいかと。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど対象者1,189名、これは間違いありません。その対象者は国民健康保険のみならず、いわゆる社会保険に入ってみえる方も子ども医療の対象者だということですので、平成26年4月1日現在の総人口の中の15歳から17歳の高校生ということで1,189名ということでもあります。

ただ、医療費については、先ほど議員が申されたとおり、2,460万円が試算によれば必要額であろうというふうなことであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 数字を追っておっても仕方がないわけなので、国保のみならずという形で限定された形の中で1,189名に必要な財源は2,460万円だよと、こういう理解をしておきます。

ただ、そうしたときに、中学校卒業までの医療費無料化のもとで、国保税滞納を理由にして短期保険証の交付の実態がございます。通常、国保保険は有効期間は2年ということですが、国保税を滞納すると2年はもったいないと。1カ月、3カ月、6カ月という期間を区切った短期保険証が交付をされております。まずその短期保険証の対象者数と短期の有効期間について答弁を求めるものであり、それは先ほど申し上げたとおり、中学校卒業まで医療費無料化のもとでというのは中学校卒業までの子どもを対象にした

という意味合いで受けとめていただかないと、また答弁の繰り返しになるんでね、そういう中で、短期保険証を交付をしている対象者は何なのか、有効期間はどれだけかと、こういう点で答弁を求めたい。

ただ、そうしたときに、2010年、平成22年の7月からその対象者が18歳になる年度末まで拡大をされました。これは国の方でやってきた。国保の改正でやる。同時に、有効期間も先ほど申し上げた1カ月、3カ月、6カ月と、そういう細切れではなくて、この対象者については有効期間は6カ月、こういう短期保険証の交付をという形で国保法が改正をされました。その実態について、それに合わせた形の中で実態の答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 短期保険証の交付につきましては、滞納等の理由によりまして通常の保険証が渡してない方、これの平成27年1月末現在で町内の国民健康保険でいう全員の中の世帯で184世帯あります。その中で3カ月の世帯が183世帯、6カ月の世帯が1世帯ということで、原則3カ月ということで対応をさせていただいております。

国の国保法の一部改正、これが平成21年に行われたわけですけれども、この改正によりまして、滞納等により保険証の返納する世帯、ここに属する15歳までの被保険者、中学生ということになろうかと思っておりますけれども、6カ月の短期保険証を交付しなければならないということで規定がされました。これを受けて、本町においてもそういったことでやっておるわけですが、実際の運用としましては、現在のところは高校生まで、いわゆる18歳までですが、ここまでの方につきましては、その短期保険証を対応させていただいて、期間については同じくあわせて6カ月ということで対応をさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたように、対象者が15歳云々というのは法改正の経過の中で申し上げた。要は、いわば法改正によって18歳になる年度末まで、たとえ国保税を滞納し、短期保険証の交付であっても最低6カ月間の有効期間を持つ保険を出さなきゃということですよ。先ほど申し上げたその関係で、今何人おるのかということ。そういう実態について、私は先ほどお聞きをいたしました。それについて、再度答弁を。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 短期保険証を高校生以下の方で渡している人数、私も実は確認をしたかったんですが、今全て郵送で送って、全ての方にお渡しをしておりますので、不交付、いわゆる交付をしていない方についてはいないということであります。手元に残っておる短期保険証というのはないということです。

ただ、お一人だけ実はおみえになるわけですが、これは外国人の方ですが、居どころ不明の方が1人みえますので、その方については交付してないですが、そのほかの方の短期保険証については、全て18歳以下の方については郵送で送らせていただいたということになります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、件数は何なのかということなんですよね。そこら辺は。

ですから、郵送されていること自身、私は1つの改善だろうと。あなた方の今までの対応というのは、滞納即悪いやつと、悪質滞納者と、こういう烙印を押して、滞納している人に窓口へおいでんと、それでなきや保険証あげへんよとって窓口指導をする、そういうことがずっと頻繁に行われる。現在も行われている。

しかし、今あなたの答弁でいきますと、18歳以下の関係の短期保険証の交付については、すべからく郵送をしている。窓口にいっちゃいと、納付指導をしますよといったら、誰も来やへんがな。こういう中で、あなた方が改善されたという点では、それはそれで評価している。ですから、その件数は何件なのかということをお尋ねしとるわけなんです。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけありません。高校生以下の短期保険証交付102件であります。それから、先ほどの郵送というの、実は面談をさせていただくべく一応通知を差し上げ、それで面談をさせていただく方には、そこで窓口で交付をし、それ以外面談をさせていただいてない方、その方については郵送いただいたということになりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 面談が前提だよということを言われると、結局面談というのはね、何で滞納しとるだど。あなたが指導という名前でちくりちくりやることはみんな知っとるもんで、そんなん嫌だど。子どもは元気だということになるとね、それはやっぱり来やへんですよ。そういうことのある中で、国民健康保険法、いわゆる国保法が改正をされてね、1カ月だ、3カ月だ、6カ月だというこま切れでなくて、最低6カ月の有効期間をもつ保険証を交付しなさいよと、そういう法の趣旨からいったら、滞納者を窓口と呼んで指導するというような形じゃなくて、基本的には郵送すべきだど。これを原則にさせていただかないと、結局ふるいにかけて、ふるいから落ちた人は指導しますよというのはね、私はやり方としてはちょっと行政としてはえげつないなというふうに思います。したがって、私は、18歳以下の子どもたちにかかわる短期保険証については6カ月間で郵送とすべきということを申し上げて、次に移ります。

子どもの医療費の関係で、医療費は無料であったとしても子どもの受診の際には保護者が付き添う、仕事を休まなきゃならん。場合によっては交通費もかかるという点で、1つは受診抑制につながっているのではないだろうか。こういう受診抑制がどういう状況で今あるのかという点で明らかにしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 短期保険証の先ほどの法律に基づきます交付につきましても、これは厚労省のほうの通達の中にもありますけれども、滞納世帯との接触の機会の確保に努めることということで、これは当然保険税の納入をお願いしなければならないということもありますので、そういった機会のためにそういった対応をさせていただきながらやらさせていただいていると。

ただ、何が何でも取ってしまえと、何度か議会の中でも御答弁申し上げたと思えますけれども、何が何でも中止をさせていただくということではなく、分納であるとか、そういった対応の中で保険者の方とよく話をさせていただきながら、その納税に努めさせていただいておるということでもあります。

それから、短期保険証を出している方について、受診抑制になってないかということですが、先ほどの面談という点からすれば、これは私も先ほどから言っているように、なしとは決して言えないわけですが、ただ、保険証と子ども医療の受給者証、これを持って受診をしていただければ、当然、病院、診療所等には行っていただけるということでもありますので、あえてそういった受診抑制とは私どもは考えておりませんし、今その実態についても実は承知はしていないところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそうは思っへんと。しかし、実態は調査してへんよと、こういうことですよ。そうしますと、保険医協会が示しておる中で、こういう実態がありますよと、保険医協会がその実態も明らかにしておりますよ。受診抑制につながっていると、こういうものをきちっと見てかないかんよということなんです。

子どもに限らず高齢者も含めてですね、経済的理由で受診抑制があってはならん。しかし、子どもは心身の成長期にある。親や社会を子どもが選ぶことができません。そういう中で、心身の成長期にある子どもが受診抑制になれば、将来的にわたって取り返しにつかない事態も想定をされます。どの家庭に生まれても必要な医療が受けられるために、全ての子どもが医療の無料化になることが一番ふさわしいわけです。

そういう点で、児童福祉法第2条は、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに心身を健やかに育成する責任を負うとしております。こうしたことから、先ほどの答弁をさらに発展をさせて、高校卒業までの医療費無料化を実施をされるべきだというふうに思うわけですが、町長の答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ここまで無料化するというのが、今ちらほら出てきておりますけれども、財政運営上、もう少しよく検討させていただきまして、現在、即やるという考えは今、持っておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いつも出されるのは財政運営上の問題ということを言われております。私は、それを無視するつもりはございません。しかし、財政状況だけが実施するかしないかの判断基準とされることについては、私はいかがなものかと。要は、幸田町として、あるいは町長として町の施策として子どもの医療費無料化を高校卒業までどうするかどうかと。もちろんそういうことを財源抜きにということではございません。先ほど申し上げた財源については、超過課税をやれば3億4,000万円になる。そのごく一部ですよ。ごく一部を使えば高校卒業までの医療費無料化が実現できる。そうした点で、財源を余り表面に出されるじゃなくて、町長として施策としてどうされるのかということをお尋ねしておるわけでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申しあげましたとおり、もう少し私自身の腹が固まるまで、しっかり勉強させていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） しっかり勉強させていただく、いいと思いますが、いつまでたっても勉強じゃあ困るので、やっぱり勉強するには、学校で勉強して小学校は6年間、中学校は3年間、そして学年学年で一つ一つの区切りはあるという点からいけば、いつまででも勉強という点でいきますと、よろしく願いしますという形で引き下がるわけにはまいりませんで、1つは先ほど申しあげたとおり、景気の回復基調にある中で、どこの市町もとは申しません。遠くに幸田町については税収が回復基調にある中で、どうしていくのかという点でいけば、財政的な問題、財源的な問題もある。それよりも町長としての施策は問われてきますよということを申しあげております。そうした中で、これは後ほどまた町長の答弁がいただければ。

次に、幸田町は、幸田町よりも愛知県全体がそうですが、どこの全国のそこでも子どもの医療費の無料化を現物給付、つまり窓口でお金を払わなくても受診できるような現物給付をしている市町村はけしからん市町村だと、こういうことで国が国保財政に対してペナルティーをかけた。いわゆる減額ということをかけております。我が幸田町については、国保の医療給付費と国庫負担金が減額をされております。その内容について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国民健康保険の関係で福祉医療の現物給付、これは窓口での自己負担がないという対応についてはペナルティーと言いますか、国庫補助金が減額されるということで、その内容については、補助対象の医療費の小学校就学前につきましては13.89%、小学校就学以降については15.7%を軽減をされ、国から交付がされておるということであります。この減額が医療費の先ほど言った減額をした後の32%、これが交付がされるというような内容であります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの無料化の問題でありますけれども、幸田町というのは、今、不交付団体ということで、近隣の町と比べますと、すべからく地方交付税をいただかない部分は内部で、例えば医療費が全体的に上がるとすれば、地方交付税をいただかないで私どもの内部で自己予算の中で都合をつけなきゃいけないという大きな足かせがあるわけでありまして。補助金は一切もらわないけど不交付団体だから、おまえのところ勝手に自分の中の財政を厳しく緊縮して、その中で生み出していけというようなことが現状でございます。

その中で、逆に今、伊藤議員がおっしゃったことは、不交付団体だからやるんじゃないかというような考え方でお話をされたのかなと思っておりますけれども、私は、全体の西三河だとか西三河9市1町だとか足並みをそろえて全体的な今まで医療の問題等々も連携を深めておりますので、その辺をよく考えて検討させていただこうと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、不交付団体云々ということは申しあげておりません。先行し

て財源が伴うからこの施策はやめだよと言われるような組み立てじゃなくて、財源は もちろん大事です。しかし、町長の施策としてこれをどうするのかということでお尋ねしたわけで、幸田町が不交付団体であるとかないかは町長が得意な、そういうことなので、私は施策としてどうするのかということをおし上げてた。

引き続き町長に答弁求めるんですが、こうした内容の中で、どうするのかという1つの方策として、2002年、平成14年10月から国の制度として3歳未満児の子どもはそれまでの3割負担から2割負担に負担が軽減をされました。さらに2008年、平成20年からは、その対象が就学前の子どもたちに広がりました。国に対する就学前までの医療費無料化制度の実現を求めて、私は町長の名前で意見書を提出をされるべきだというふうに思います。

つまり、国の制度として負担を国がするようになってきたと。だから今は就学前の子どもたち、それをさらに広げていく。中学校卒業まで、あるいは高校卒業まで、子育て支援を安倍内閣は言っているというならば、国に対して、もっと拡大せよと。拡大されれば関係市町村がもっと喜ぶわけですよ。それがもっと広がっていく、そういう展望や視野に立って町長の答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 国庫補助等々の問題につきましては、今後、先ほど申し上げたように、西三河9市1町ともに同じようなバランスで調整をしておりますので、それを考えながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間がないんでね。ぜひ私は、それはそれでやっていただきたいということとあわせて、先ほどの答弁にもありましたように、国保の国庫負担減額、こんなペナルティーですとね。ペナルティーは廃止すべきだと。国も子育て支援だと言いながら支援をする自治体にペナルティーかけて国保から国庫負担金を減額するという点は、これもあわせてね。意見書を提出いただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 質問者に申し上げます。制限時間が超過しましたので、発言を終えてください。

町長。

○町長（大須賀一誠君） 意見書につきましては、町村会いろいろ考えまして検討させていただこうと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順にお聞きします。

平成25年11月の広報こうたから世帯数の単位が戸から世帯へと変えられました。それまでは何の関心も持たずにこの情報を見ておりましたが、変わったことで何だろうという疑問を思いましたので、質問をさせていただきます。

さかのぼって調べてみますと、昭和27年の資料を見ますと、幸田町の戸数という表現がされております。新光レイヨンという懐かしい名前がありまして、戸数は1戸、人口は1,500人ということが書いてありました。そこで素朴な質問で申しわけありませんが、戸というのはどういう単位なのか、世帯とはどう違うのか。幸田町の資料を見てみますと、いつもこの2つが使い分けられておるような気がしますので、お聞きしたいと思います。

あわせて、なぜ単位を変えたのか。単位を変えることによる統計上の変化とか整合性はあるのか。さらに全戸配布という言葉が使われますが、全戸配布というのと全世帯配布とはどう違うのか。法的に言いますと4番目、地方自治法8条を読みますと、市になる条件として、もちろん人口もあります。戸数というのも市になる条件に入っておりますね。この戸数というのは世帯数というふうに読みかえていいものかどうかという点について、まずお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 議員の言われるとおり、平成25年の11月1日号の広報こうたの世帯数の単位を戸から世帯というふうに住民課のほうで情報は出しておるわけでございます。この戸という単位は、旧戸籍制度における戸籍の単位でございます。昭和42年に現在の住民基本台帳法が制定されて、当初の旧戸籍法では、この戸籍が現在の住民票相当の機能を果たしておったということで、戸籍のほうでその世帯を管理しておった。ところが、そういった世帯の管理が戸籍ではできなくなってきて、昭和42年に住民基本台帳法というのが制定されたということであります。

したがって、その世帯数と戸数の違いというのは、世帯数については住民基本台帳法という世帯主の数というふうに私は解釈しております。戸数というのは、住居する家屋の数ということで、わかりやすく申し上げますと施設の数ということでございます。

ちょっとお話が戻りますが、なぜ単位を変更したのかということでございますけれども、この変更については、そういった旧来の戸という単位が使用されているという御指摘を受けまして、確かに現在の住民基本台帳法では戸という単位はまずいということで、正しく世帯という表現にさせていただきました。

戸数と世帯数は同じかということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、世帯主の数と施設の数ということでございますので、イコールではございません。一つ屋根の下で2世帯が住めば1戸2世帯というカウントになります。離れにそれぞれ主を設けて住んでおれば若夫婦で1世帯1戸、親元で1世帯1戸ということで2世帯2戸という計算になりますので、イコールではございません。

ということで、世帯数と戸数の関係は私のほうで答えさせていただきました。全戸配布の関係は総務部長の方から答弁させていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 旧来からのそうした戸というこれも昔ながらの戸籍法というよ

うな流れもあったということでございます。全戸配布それぞれの世帯のあるじの方に配付をさせていただく町の広報物、そうしたものは届く対象ということで各世帯に1つずつというようなことも近年あったわけですけれども、1つの大きな建物の中に12も20もそういう戸数という把握もありますので、どうした方々にその町の広報物を見ていただくという対象ということになりますと、いささか定義も変わってくるのかもいたしませんけれども、町民の方を対象に全世界帯にも配付をするという考え方で考えておるところであります。

また、自治法で市の要件の考え方はどういうふうにかウントするのかということでございますけれども、人口5万人を超えると市の要件を満たすということにつきましては、国勢調査の結果によつての5万人という考え方があると思います。

それから、そのほかの要件として、地方自治体の中心の市街地を形成するこの割合がある一定以上なければならないという決めの中に、議員おっしゃっていただきました全戸数の6割以上あることというようなこと、それから、商工業、都市の形態によつても全人口の6割以上あるというような条件も含めて市になる要件というのが自治法に定められております。そうした細かい世帯で把握しているのか、戸で把握しているのかということになりますと、やはり住民基本台帳法によります件数、世帯で報告をしておるといふふうに思いますので、ちょっと確約はできませんが、そうした判断の中で市になる要件につきましても自治法適用はされていくものかというふうにご考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今のお答えの中に、その世帯の数と戸数とは違うんだと、カウントの仕方が違うという答弁をいただきました。そうすると、私、2つ目で聞いた、単位を変えたことにより今までの戸という単位で計算をしておった。それが世帯に変わったと。当然統計上つながっていかない部分だと思ふんですが、その辺についてのちょっと答弁いただけなかったので、お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 大変申しわけございません。この単位が変わったものの、その今まで広報で掲載してきた世帯数というのは世帯主の数で報告してございます。したがいまして、県・国等の報告も世帯数は広報の数で今まで報告してございますので、統計上の不整合ということは一切ございません。

それと、世帯数を表示にしたのが過去さかのぼってみますと、昭和38年の8月15日号から世帯数を戸という表現で25年の11月まで表示はさせていただいております。以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 広報こうたですね、毎年その区長紹介という欄がございますが、これを見ますと、各区長のほうから、それぞれの人口と戸数を紹介されておりますよね。ここでの戸数というのは世帯数とイコールなのか。町のホームページは最近全部世帯数という形で発表しておりますので、この表現をそのままにするのか、または戸数は世帯数と変えるのかという部分についてもお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

- 総務部長（小野浩史君） 区長さんの御紹介につきましては、私ども総務課のほうの所管で次年度、例えば27年の4月から区長についていただく方につきましては、また同様に広報のほうで御紹介もさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、その中にありますそれぞれの行政区の世帯数か戸数かということにつきましては、その資料を25年11月号の広報から変えたということでございますので、世帯数という形に改めさせていただきたいと思っております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） ところで、幸田町内に住んでいる世帯が、ある区にそれぞれ23区入るわけですが、区民にならないというケースがあるのかどうかについてお聞きします。
- 議長（大嶽 弘君） 総務部長。
- 総務部長（小野浩史君） 区民にならないケースがどのような状況があるかということがあります。例えば近隣の大学や学校に通う学生さん、あるいは近隣の企業に勤める単身者の方で寮だとか集合住宅などに入ってみえる方、それから、町内の病院、あるいは高齢者の福祉施設等に入っている方々につきましても、そうした地元の区とのおつき合いがない方もおみえになるであろうと。それからまた、区民とならない加入をしたくないというような方々がおみえになるであろうというふうに考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 区民になれば、どの区も区費というものを、金額はそれぞれ違うかと思いますが、求められますよね。しかしながら、現在、今の答弁にもありましたように、区に加入をしていない世帯があると。したがって、区費も納めていないという世帯があるわけですよね。幸田町として、この実態はどのようにつかまれておられるのかについて数字を教えてくださいたいと思っております。
- 議長（大嶽 弘君） 総務部長。
- 総務部長（小野浩史君） 区の行政運営につきましては、私どもが立ち入ってお聞きする部分でもないというふうに考えますので、そうした加入、未加入の数につきましては、実際のところ承知をしていないところでございます。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 町としては町民が区に加入しているかどうかとか、そういう数は実態としては把握していないという今、答弁をいただきました。
- 幸田町の広報発行規程、広報こうたを発行する規程でございますが、これは区長を通して町内の全世帯に配るというのがありますね。実態はどうなのか。実例として自分の地元のことを言いますが、市場区でございますが、837世帯でございますが、そのうちの632戸に配付をしているわけです。205世帯については配付をしておりませんので、実際、区としてこの広報こうたを配るのは76%に相当します。それぞれの区によってこれは事情が随分違うんだなということは承知しておりますが、幸田町全体としてどんな特徴があるのかについてお願いをします。
- 議長（大嶽 弘君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） 広報発行規程に基づく広報の配付という内容の御質問ですので、企画部のほうから答弁をさせていただきます。

2月1日現在の全世帯は1万3,993世帯で、区長さんからの広報要望部数は1万2,242部となっていますので、おおむね87%であります。また、特徴といたしましては、共同住宅のほとんどない市街化調整区域の行政区では配付率が高い傾向にありますし、先ほど話がありました共同住宅の立地が多く、外国人世帯が多く住まわれている市街化区域の行政区では配付率が低いという傾向になっております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 町内の全世帯に配付するものというふうな形になっておりますが、現実問題、現在では87%であると。市場区の場合は、それよりもかなり低いわけですが、そういう実態が出ておるといのが現実かと思えます。

もう一つ、区のほうへ依頼がされるものが選挙公報の配付というのがございます。これも決まりによりまして、投票権を持つ者のところへ全部配付しなさいという決まりがありますが、現実の問題で、これが全部配付し切れないというのが実態でありますので、区としては、今後こういう問題が、今でも起きておりますが、今後の町の対応についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 選挙公報につきましては、公職選挙法の決めの中でありまして、主に国政選挙を中心として候補者の公約等を有権者の方々に選挙日の2日前までにはごらんいただけるように配付をするということが規定をされております。

私どもも、今、幸田町の中で皆さん方に配付する手段といたしましては、区の形を使わせていただくほかにないかという検討はしました。例えば新聞店にお願いをして配付、あるいは折り込み、あるいはシルバー人材センターの方々にお願いをして配付を完全にやることのできないかというような検討をいたしましたけれども、やはり短期間であること、それから、販売店等に依頼をすれば、また新たな経費的なこともある。そうしたことも含めまして、日常では正直申し上げて、今の状態しかやりようがないのかなという形では考えておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今の広報こうたと選挙公報という2つのまさに全戸配付すべきもの話をしたんですが、現実にはそれが全部配付し切れていないと。それは町も認められることかと思うんですが、今後どうするか。このままでいくのかと。ますます恐らく将来的にも区で把握できない世帯がふえてくるような気がしますので、どこかでどういう歯どめをかけるそういった方策を立てておられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 確かに広報等を区民の方、町民の方に配付するということは、非常に重要であるというふうに考えております。広報発行規程につきましては、昭和56年ということで34年前に規程をさせていただいておりまして、現実にそぐわない面もあります。また、区を通じてではありませんけれども、施設での配付ということで3駅と490部ぐらいを配付をさせていただいております。また、それ以外にもホームページ等にも掲載をさせていただいておるわけですが、やはりこれは町の情報を全

ての方にお伝えをするというのがそれは当然使命だと思いますので、ただ、今後、それに向けて考えていきたいというふうなことでございます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 選挙公報につきまして、やはりそうした公職選挙法の決りを遵守するというにつきましては、私どものみならず、やはり大都市圏などは、まさにそうしたことが問題化されていると思います。

いわゆる自治体から各世帯にお配りをするという方法から、今の時代に合った、例えばウェブなどを使って、見たい情報を見るということの選択肢の中にそうした選挙公報なども誰もがパソコン上だとかそうしたものからも見れるようなということも含めて、今後、私どもだけではできないことでもありますけれども、両方向からのそうしたことができる、なお周知が深まるというようなことを思っておりますが、現状につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） もうまさにその手の打ちようがないというような雰囲気の御回答をいただいておりますが、でも町そのものがそういう規定を設けてね、または国がそういう規定を設けてやっている以上は、やっぱりそこは100%町の責任でもって配付できるようにしていかないと、これはちょっと違うんじゃないかなというふうな思いがありますので、その辺のことをきちっとしていただきたいなど。区に入らない、区が掌握しない世帯がふえていくという現実を踏まえて何か一歩踏み出さないと、ひどいことにならへんかなと思っておるんですけどね。

例えば公共施設を修理しますね。例えば公民館から公民館。そうすると、町の補助金をいただきながら修理していくわけですが、約7割ぐらいが区民の負担になりますよね。そうした場合、公民館を利用するのは、これは区の人がみんな使いますよね。ごみ箱の設置もそうなんです、それは当然そうなります。でも、その区費を納めていない人もその施設やそういうものを使うことができますので、ちょっとその部分が住民から見れば不公平ではないかというふうな捉え方をしますから、幸田町としてはこの辺についてどんなような見解をお持ちかということについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 公共施設は区民どなたも使っていただける。そうした中で、区に入っていない方がそうした地元の施設を御利用になっているかどうかまでは承知をしておりませんが、やはりそうした意味で深めておっしゃられれば不公平感があるというふうに思う方もおみえになるのかなと思うわけですが、やはり昔から言うように、向こう三軒両隣というようなことでコミュニティが広がっていく、そうした縁の持ち方、つながり方というのがこれから災害が起こることの前提の上でも重要だというふうに思っておりますので、そうした区に入っていくような投げかけもさらに検討してまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町に住民票をこっちへ移すときに、幸田町のほうはもっと積極的に区に入るんだよというそういった働きかけをすべきだろうなというふうに思うんで

すよね。その部分が随分甘いんじゃないかなというような声を聞いておまして、幸田町は、いかにもっと積極的に区に入って一緒にやるんだよというそういう気持ちを持たせれるような形をとっていただかないと、ここの部分がますます区として成り立たなくなってくるのではないかなというふうに思っておりますね。まさに向こう三軒両隣でございますが、そういう形がとれるかどうか、そこが一番危機の分だと思っております。

区長というのはこれはわかりますが、町長から囑託された身分でございますから、町の役人の一人ですよね、考え方として。それは周辺の市のような自治会の会長とは違うんですね。あれは委託された業務ですから、囑託と委託の違いがここにあると思いますので、そういった町から報酬を受ける身分であるその区長ですから、その区長の持つておる責任というのは、とても大きいし、それはまさに町との情報共有がされていないと、これは成り立たない。

その中で、一番情報共有がされていないのが2つあると思っております、1つが、敬老会のたびに思うんですが、何歳以上が何人おるかという、どこのうちのおじいちゃんが今、敬老会に入る人だよということが区として把握できないという現実があります。町は把握している。じゃあ把握できない部分はどうするかというと、町にお願いにいくと、これはプライバシーだと、情報を共有させてもらえない。同じようなことが時々話題になります災害時要支援者の問題です。これもそうです。把握できない。町が把握している部分ぐらいについては区も把握してないと、これはまさかの時に区長としての働きようがないですよね。まさに囑託を受けた身分である区長に対して、とてもこういった情報共有の部分が薄いなというふうな感じがしますが、その辺についての見解をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まさしく区長様におかれましては、非常勤の特別職の身分でございます。町長から委嘱を受けて地方行政の円滑な運営に資するために区長様が中心となって区内の事務、町との連携調整を行っていただいている方だというふうに認識をしております。

そしてまた、行政情報の共有化ということにつきましては、御承知のとおり個人情報保護の機運が高まった背景におきましては、そうした大量の個人の情報が出ていくことによる問題が提起をされたこと、これにつきましては、まだ変わってございませんので、区長様にお願いする業務、非常に多くてあるわけでありましたが、そうした情報をオープンにできるものとできないもの、こうしたものはあるわけございまして、権利を他人に勝手に見られたくないという方もおみえになる時代となってまいりましたので、なお慎重にその点につきましてはやらさせていただきます。

それから、要支援、災害における情報につきましても、国は65歳以上の方が多く東北の震災で亡くなられたことを受けて、自治体としても把握に努めよということ、それから、積極的に自主防災組織や行政区のほうには提供しなさいというふうな災害対策法の改正がされております。

しかしながら、本人と同意のもとにその情報を集めていくというのが前提にある。それにつきましては、やはりいろいろな方の権利をお持ちでございますので、なおかつ慎

重にということの1点も加えて、そうした改正も行われているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これは毎年そのことが問題になるわけですので、できましたらとにかく区長のやりやすいように、区長に協力できるような体制をもって町が臨まれると、まさにその囑託をした区長ですので、その区長がやりやすいということが一番大事なところかなというふうに私は思っておりますね。

幸田町が人口がどんどん今伸びて、もうすぐ4万人だと。ほかの市町から幸田町に引っ越してくる世帯のふえてくるわけですから、そうすると、いわゆる他の市町でいう総代さんですよ、総代さんのおる市町から幸田町のように区長さんのおる市町に引っ越してくるわけですね。総代の持つ役目と区長の役目とは、当然行政区ですから違うわけですから、そういった感覚を持って幸田町に入って区民になるというそういった認識を持っていない。幸田町に来ると区長になるんだよと。区長さんとかどういう人なんだ。これは行政区の制度の一員なんだよと。しかも区長さんは町長さんから囑託された特別職の身分だよと。ほかの自治体のように自治会として存在し、それは市と委託契約をしているわけじゃないんだよと。その部分が違うんだという部分がこれは町民にとってわからない話ですので、そういった行政区制度というもののあり方ですよ。

今、幸田町の行政区23ありますが、もうどこの行政区もそれぞれお互いに個性を出して違っておりますよね。やり方はいろんなところで違う。これが幸田町のよさといえればよさかな。例えば隣の区は違う。おれのところの区はこうだよということで、おれのところの区はこうだよということで、随分いろんな形で行政としてやっているわけですが、よさといえればよさなんです、一本の統一した線が出てこないというのは、それもあつというふうに思っておりますので、今持っているこの幸田町の行政区制度について、その課題と今後について、どういうふうにもっていかれるのか、人口4万人を目指した幸田町としてどんなふうにご考慮されるかについて、これは町長にお願いしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行政区の問題でありますけれども、私は、幸田町にはコミュニティが存在すると。それは行政区単位がしっかりしてるからということを実は先回たこ揚げ大会とか、そういうお祭りに国の役員とか国会議員とかそういう方が来て見ただきますと、幸田町はすばらしい。そのコミュニティが残っているということがこの地域の活力だということで、ですから、この区長制度というのは、従来昔からずっとこの制度を続けて幸田町やっているわけでありまして、これは大事にしてやっていきたい、そういうふうに思っております。このコミュニティがなくなったら、もうほんとに幸田町はばらばらになるだろうというふうに思いますので、しっかりとやってまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私もまさにそのとおりだというふうに思います。幸田町、先ほど言いましたが、23区の区がほんとに個性のある動きをしておりますので、それはとても活力のある問題だなというふうに思います。

ただ、それをリードしていただくの、やや幸田町のほうの情報共有の部分では少し欠けるんじゃないかなということは今、思っておるわけでありまして。これについては、今後もよろしくお願いをします。

続いて、もう一つのほうの問題に入ります。ここからは看過できない定説化というテーマを立てました。幸田町から発信される情報というのは、まさに公的機関の情報ですから、町民は常に正しいものとして理解をしますよね。まさにオーソライズされた情報です。いろんな説があっても町からの情報が定説になりというふうに思います。ですから、どんな情報を発信するときも誤りや偏りがあってはいけないというふうに思います。私は、何度もこの席で、幸田町の発信した情報について少し疑問点をたじましたが、返事がいつも曖昧な部分がありますので、少し今回は4つまとめて話をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、幸田町は地域防災計画の地質において、推定断層として幸田拾石断層を紹介しております。これは幸田町が平成8年に作成した地質図を利用しておりますので、県の活断層アトラスというのとは違います。2つの断層が同じなら、これは問題ないんですが、明らかに通っているルートが違っているので指摘をさせていただきました。

しかし、先日の防災特別委員会で示された地震ハザードマップでは、これは県の活断層アトラスのデータを採用されております。そうすると幸田町の防災安全課は、見解の違う2つのデータを利用することになります。地域防災計画のほうでは幸田町の平成8年、正しくは昭和五十何年につくった地質図を使う、ハザードマップは県のを使う、そういうふうになりますよね。なぜこんなような違いをつけたまま発表するのか、このことについてまずお伺いをします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほどの情報共有の話につきましては、区長さんとも連携をさらに密にしながら努めてまいりたいと考えております。

それから、地域防災計画の地質図と、それから、最近つくりました地震ハザードマップ、これの活断層の位置、同じ課でなぜこう違うのかということでございます。

まず、地域防災計画の地質図につきましては、名のおり町の地質の特徴、また、状態を示すための平成8年に作成をされた地図を引用しておるということ。それから、地震ハザードマップにつきましては、震度分布、液状化につきまして県の被害予測に根拠をもちまして作成をしたということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ちょっとポイントが横へいっちゃいましたが、まさにハザードマップに書かれているあの断層の図と地域防災計画に書かれている断層の図とは違うんですよね。なぜ違うものを同じ課が両方とも使っているのかということは今、問題にしているわけですよね。その部分についてのお答えがいただきたいと。前にもお聞きしましたが、この部分についてのお答えはなかなかいただけない。

少し加えていきますと、岡崎市にも地域防災計画というのが当然存在しますよね。岡崎市の地域防災計画をごらんいただくとわかりますが、それは愛知県の活断層アトラスをそのまま使っております。幸田町だけが幸田町についての独自の断層図を使っている

んですよね。そのところをなぜきちっと合わせないのか。その辺のことについて今お伺いしているわけですので、再度お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほど申しましたように、地域防災計画につきましては地質、ハザードマップにつきましては県の防災局が持っておりますもののデータを使う。いずれにいたしましても、この平成8年に作りました地質図につきましても、いろいろな方々、有識者の方々が入られてつくられた地質図でございます。いずれも歴史的資料ということには間違いがございません。

しかしながら、この断層の諸説はさまざまでございますので、どちらが正しいのか定説がどちらなのかというようなことまでは、そうした中身には含めず、私どもは現状で最も新しい情報、かねてから持っている資料としての掲載をしているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 諸説あるからというても、こんな議論やっとなかんとおぼれまますけども、やはり1つの課が出しておる資料が片方は片方別の地図、こっちはこっこの地図というふうに2つ存在しては、これはまずいと私、思うんですよね。これはきちっとすべきだと。それができないというのがいけないなと思うんです。地質図と防災マップは性質が違うぞと。性質の問題じゃありません。断層の問題です。そこのところを性質が違うということで答弁が外れるようなことはあつてはいかんとおぼれますので、その辺について、幾つでもありますというのは幾つでもありますけども、そうじゃないです。その断層をどう捉えているかのお話を聞いているわけですから、その点について、もう一度お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 私どもは、それぞれのその計画マップにおいては目的を持っておりまして、いずれも断層がどちらが正しいかということをつくっているものではございません。地震ハザードマップにつきましては、危険性を住民の方に知っていただく。自分のところがどういう状況にあるかということに気づいていただき御自分なり、あるいは行政も含めて減災にどうやって努めていくかということを目的として地震ハザードマップをつくっております。

地質図におきましても、町内の地質がどういうふうになつてのをごらんいただいて、そうした参考にしていただきたいということでございますので、断層にこだわつてのものということではございません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） その辺はよくわかりました。

一つだけ最後に確認しておきます。幸田町には地質図にある断層と愛知県の活断層アトラスにある断層と2つ存在するということを認められるということによろしいでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 私どもも断層の専門家でございませぬので、幾つあるかという

ことも含めて、学者の皆さん方がそれぞれ示されているもの、信ぴょう性のあるというものであろうということと考えておりますので、幾つあるかということについてのお答えはできかねるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） よくわかりました。わかりましたというのかわかりませんが、実際違うということ意識していただきたいというふうに思いますので、そこらがなぜ違うんだということが町がきちっと返事ができない部分が情けないなと私は思っておりますから、やっぱり一本にしてほしいというのは私の願いであります。

2つ目の話にいきます。これは先日もここでやりましたが、拾石川の1メートルほどの地震による堰堤の問題でございます。これは昨年9月にここでお話をしましたが、これは三河地震によってできた堰堤だぞというふうにウオーキングマップか何かに紹介をされておりますが、それに間違いはないかと聞いたら間違いありませんという見解をいただきましたが、今でもその見解に間違いはありませんか、再度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 拾石川の1メートルの堰堤の段差でございますが、この見解につきましては、議員申されたように、昨年9月議会においてお答えをさせていただきました。その当時、この段差については専門に調査されておりました先人の方が、平成16年、当時の職員とその現場で聞き取り調査をしたともいう見解をさせていただきました。拾石川の段差については諸説あるかと思いますが、今後ともお互い情報共有しながら幸田の歴史の調査を進めたいと考えておる、こういう御答弁をさせていただいたとおりでございます。

今後とも調査を進めながら、また新しい事実が見つかりましたが修正等も検討していきたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ウオーキングマップの中には高さ1メートルという限定がありますよね。ほどという言葉を使っておりますが、高さ1メートルというのは、これはどれだということは特定できますよね。2メートルじゃない、50センチでもない、1メートルなんだから。1メートルというのはどれをとって1メートルとしてはかれたのか。じゃあどれなんだということは特定されておると思いますが、それはできておりますか、お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 1メートルの段差という表現は、先ほど申しました文化財ウオーキングマップ、こちらのほうで示させておるところではありますが、実際に現地において計測したところではございません。目測で記載した数値となりますので、ほど、ということにさせていただいております。数値や場所を特定したものではないという考えで答えておりますので、その考えは今でも変わっておりません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 昭和29年の5月ですが、幸田町広報と当時言いました、斎藤巖先生のレポートが載っております。ちょっと読みますと、断層の天白川を横切るところ、

滝をなしていたが、時とともに流れは流れて、今は石ころの崖となっているという説明があります。これは昭和29年です。要するに、三河地震が起きて9年後に斎藤巖先生がその部分についてのレポートをされているわけです。9年後の様子なんです。最初はやっぱり滝となって流れていたというふうに言われていますから、そうなんだろうなと思うんです。それが9年たったらもう石ころが転がっている状態だよというふうに言われております。もうそれから70年です。70年たって1メートルあると。どれのことを言うんだ、どれを1メートルと指しているのか。今部長答弁ありましたが、どれと言って特定しておりませんと。特定しておらんじゃ困ります。1メートルと言っているわけですから。どれのことを言っているのか。もう斎藤巖先生の当時の昭和29年の幸田町広報に載せているレポートでもそういう段階だったんです。それをまだあるよというふうな言い回しは、これはできないような気がしておりますが、これが1メートルだということは示すことができるかどうかについて、再度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 1メートルほどの堰堤という段差というところでございますが、私も昭和29年の5月8日に発行されました斎藤先生のレポートを議員からの情報提供により知ったところでございます。断層が川を横切っているということを公表した、私にとっては最初の資料ではないかなと、こんなふうに感じました。これに書かれておりますように、当時、幻燈スライド、こういったものはございませんので、しっかりと確認はできておりませんが、それが残っていれば、三河地震の研究に非常に役立つ、プラスになるものだと考えております。

斎藤先生からお聞きしたその拾石川の断層の1メートル、これにつきましては、昭和29年時点で既に先生が認識していたと考えられるので、今後この資料をさらに将来的な断層の線の特定に結びつけばと考えております。よって、その1メートルほどということについての場所をここだという限定はできておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 拾石川というのは、地元では天白川と言っておまして、深溝の小学校の校歌にも出てきます。物すごく大事にしている川なんです。ですから、この川について、我々が子どもたちにどのように伝えていくかというのは大きな義務があると思いますので、ここはこうだよということをきちっと伝えられるようにしていきたいですから、そういった、やや不安定なような情報については極力謹んでもらいたいというふうに思っております。

私は、ここで地震の話をして、総務部長さんの答弁と教育委員会の答弁と2つあるんですが、地震の断層とかそういうものの質問をしたときに専門的に答えてもらえるのはどっちなんだろうということを思いまして、この防災安全課としては拾石川の堰堤についてどのような見解を持っておられるのかについてお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 具体的に防災安全課でその地震断層のことに詳しいかということにつきましては、そうした職員も、現実、歴史的なものを調べた経過もございません

ので、まだそうした見解を述べる状況ではないというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 若干私にも触れられたかなと思いますので、お答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、歴史的なものについてはやっぱり、教育委員会が責任を持って答えることとなると思います。三河地震については、やっぱり歴史と防災が関係するということでありますので、この内容に応じては、回答する担当が変わるということも考えられるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先日の防災の特別委員会のときにもお話をしましたが、ハザードマップの中に載せるデータは、教育委員会の生涯学習課からいただいたものだ。だから、その内容についてはうちは知らんと、生涯学習課が責任持ってというような、そんな言い方をしては叱られると思いますが、そのような言い方だったんじゃないかなと思うんです。ですから、それぞれの課がきちっと責任を持って答弁できるような状態で資料というのはつくっていかないといかんと思うものですから、自分は知らんよと、相手がこうだと言っとるとというような状態では、本当のことは出てこないと私は思いますから、きちっとどちらかが責任を持って答えられるようにしていただきたいというふうに思っております。

続いて、もう一つは、これはもう1年たってしまいましたけども、平成25年1月の広報こうたの中で、六栗にあります明善寺というお寺にあります夏目吉信という人のお墓の問題が記載されておりました。

夏目吉信についてここで説明すると時間がかかりますので省略しますが、この人のお墓は、平成25年1月の広報こうたの「こうたの歴史」の中で紹介されているのは、夏目吉信の墓は岡崎の法蔵寺にある、本宿ですね、幸田の明善寺の石塔は供養塔だと、墓じゃないと、このように言っておられます。それを見たこのお寺の住職はカンカンに怒って、町のほうにも教育委員会のほうにも抗議がいったと思いますが、いまだに訂正記事をいただいてないと、いまだに言っておられます。どういうことなんだろうと。訂正がないということは、この見解に間違いがないのかということについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 夏目吉信公のお墓の関係でございますが、この件につきましては、平成13年に刊行されました六栗郷土誌、これをもとに記述をしたところでございます。

委員が申されたように、その当時、私も教育委員会にりましたが、明善寺様からその関係で反論というか、そういったものもいただきました。そして、すぐに当時の担当が住職のところへ赴きまして、住職とお話をしたところでございます。

墓か供養塔か、いかなるものかということで住職ともお話をしっかりとしてきたということで報告を受けましたが、墓であるという記録資料が存在するというので、その資料が見つかりましたら改めて話を伺いますという話をしてまいりました。現在、教育委員会ではその資料を待っているという状況でございます、そういった新事実がはっ

きりしてまいりましたら、もちろん六栗のことも相談をかけながら、その辺の訂正はさせていただくという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この墓のことについては、もう何度も広報こうたの中で紹介されておりますので、例えば最近で言えば、平成11年の7月の広報こうたの記事では、これはきちっと、この夏目吉信の墓は六栗明善寺の境内にありますというふうに書いたんです。11年の段階で。ところが、十何年たったら違うよと言っている。これは大きな間違いだと思っんです。じゃあどちらが正しかったのかと。そういうことです。

もう一つ、証拠がどうのこうのと言われましたが、これ、昭和の9年の話です。随分昔ですが、ここに愛知県教育会というのがございまして、これはいわゆる愛知県の教育委員会のことですが、そこが発行している愛知県偉人伝という、夏目吉信は偉人だったもんですから、偉人伝という本が出てございまして、その愛知県教育委員会の発行している偉人伝という本の中にちゃんと、初め本宿の法蔵寺、後に六栗中屋敷というふうにちゃんと説明が載っております。こういう記事から考えてみると、ここまで調べてみて考えてみれば、これは供養塔とはいえないということをきちっと出すべきであろうなと私は思いますが、そのまま。あのお寺にとってみれば、物すごく大事なものだし、夏目吉信という人材にとっても、これは徳川家康を命をかけてつくった男ですから、大事な男だし、幸田町にそういうものがあったということは名誉なことだと私は思うもんですから、そういった矛盾点が随分あるんです。でも相変わらず幸田町としては訂正を出しません。これはおかしい話だと思います。そうでしょう、昭和11年にはそう言っているんですけども、昭和25年になったら違うよと。訂正できませんと。これはいかにも教育委員会としては謙虚さに欠けるなと私は思っておりますので、この点について再度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 夏目吉信公のお墓について、過去の2つの事例からの御指摘でございました。

過去の記録等の矛盾ということにつきましては、地元で編さんされました郷土誌を尊重させていただいたと先ほども申し上げました。これが平成13年であります。郷土誌を広報の基礎資料とさせていただいたと。標記にもそのようなことを書かせていただいております。したがって、それ以前、平成13年以前に出されました刊行物、こういったものなどについての見解、やはり内容の異なりが出ると、発生するということがいえるかと考えております。やはり、新しい事実、こういったものが出ましたら、そういったものは直ちに改正をする、修正をするというスタンスでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 町が、郷土誌が何よりも唯一オーソライズされたものだという判断で、いわゆる愛知県教育委員会とか、当時の愛知教育大学が協賛して調べたようなあの本でも否定されるとなると、これはもう、ちょっとおかしい話かなというふうになんて納得できない部分が起こってしまいますので、よく研究していただきたいと私は思っております。

す。

余り時間がありませんので、最後のところはちょっとはしょってしゃべりますが、4つ目は、松平御廟所の話です。これは、今回のハザードマップにも出てくるし、今終わってしまいましたが、パブリックコメントの中でも松平墓所保存計画書の中にもこの説明があるわけですが、例の本光寺のこの松平御廟所の土塀が崩れた、この話なんですけれども、これはなぜ崩れたかという、三河地震で崩れたというような表記がされております。ところが、ずっと調べてみると、三河地震で崩れたという言い方はこの2、3年です。それまでは、少なくとも幸田町が平成21年に発行した深溝本光寺は墳墓の地なりとか、いろいろなものにも随分本光寺については説明があるんですが、長年の風雪、地震、水害などによりと、随分ぼかした表現で今のような土塀になったんだよということは書いてあるんです。それを一切外して、三河地震でなくなったと、今でも全部そうなっております。それは少し飛躍した論拠じゃないかなと思うんですが、その論拠として今回の松平墓所保存計画書もそうやってできているわけですから。まさにそう言ったからそうできちゃった。これが定説化なんです。そうでしょう。誰かがそう言ったからそうなった。それは、これが通ればそのままそのことがそうなんだと認められます。本当かということ誰も考えてないし、そういった証拠の写真も何もない。そうでしょ。何もないのにだんだん、だんだん、「三河地震などによって」という言い方が、「など」を取ってしまった。「三河地震で」としてしまった。そうすると、このことがまさに定説化されて、町の見解として存在する。そういうことになっていくわけですから、そういう発信をするときにチェック機能も含めて、何か甘いなという気がしますから、その辺のところについての見解をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 松平墓所の土塀でございます。東御廟所の土塀ということでございますが、これは平成23年以前より深溝の松平家墓所の土塀に大きな被害を与えたのは三河地震であると考えておりますので、平成24年に急に出てきたわけではございません。先ほど議員が申されました文化振興展で、平成21年でございますが、本光寺は墳墓の地なりというところでも、長年の風雪や地震、水害などの災害により至るところが崩れているというような表現もさせていただいております。三河地震とは言っておりませんが、そういった考えでおります。

ただし、それ以前に多少のひびや風水による侵食があった可能性は否定できません。ジノゴの風水害などでもやはり被害の進行があったという可能性は十分想定されておりますので、そういう表現でさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 新防災ハザードマップにある記述につきましては、本光寺の住職からの聞き取りなどに基づき作成をしたというものでありまして、生涯学習課とも確認をした上で掲載をさせていただいた経過があるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 土塀が崩れた原因は三河地震によるものだと、そういう短い表現で今回は断定されております。そのことがこれから定説になっていくところが、私は危険

だなどいうふうに思います。少なくともそれ以前は……。

- 議長（大嶽 弘君） 質問者に申し上げます。制限時間が超過しました。
ただいまのに答弁ありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。
ここで、昼食のため休憩とします。
午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時00分

- 議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

- 13番（丸山千代子君） 通告に従いまして、順次質問をしてみたいです。

この2つの項目は、まず、子育てするなら幸田で、この施策を推進するために質問するものであります。

まず第1点目の子育て支援として18歳まで医療費無料化、学校給食無料化、この2つの施策実施について伺うものであります。

地域経済の現状や課題に関する内閣府の報告書、地域の経済2014によりますと、子育て支援の拡充策が地方の市町村で人口をふやす重要な要因になっていることがわかりました。これは、首都、中京、近畿圏の三大都市圏と東日本の被災3県を除いた市町村について、2013年3月末までの人口変動を分析したものであります。人口が増加した145市町村では、定住を目的とした住宅建設費の一部補助や、子どもの医療費助成、保育体制の拡大などの対策がとられております。

報告書は、地方の市町村において人口が増加したのは、良好で安定的な雇用環境のもと、住環境整備や子育て支援などの取り組みが進められることで人口の流入、定着が見られ、若い子育て世代の人口構成割合が高まり、出生率が高まっていることが要因となっている場合が多いものと考えられると指摘をしております。

この調査は、中京圏である幸田町は含まれてはいませんが、現在幸田町が進めていることが人口増加につながり、2040年まで人口増が見込まれる町という分析がされていることだとも思います。どこの市町村も人口増を目指しており、少子化対策も待ったなしで進めています。人口増の取り組みと子育て支援は、住みやすく、住み続けられるまちづくりであります。

そこで1つ目の18歳までの医療費無料化の実施について伺います。

子どもが病気をしてもお金の心配なく医療を受けられるようにしてほしいというのは、親の切実な願いであります。自分の健康よりも子どもの健康が気になります。そうした願いが中学校卒業までの医療費無料の実施へと対象年齢を拡大し、喜ばれてきました。

子どもの医療費助成制度は、市町村が実施をし、都道府県を動かし、拡大してきました。

愛知県の制度は、現在、通院は小学校就学前、入院は中学校卒業までを対象としてお

ります。全国の中で比較をいたしますと。愛知県を上回るところが14都道府県で、東京、静岡、群馬、兵庫、鳥取が中学校3年まで入院、通院ともに東京都、あるいは県制度で実施をしております。

子ども医療費は、都道府県制度に市町村が上乘せをして実施しております。愛知県は豊かな県でありながら、福祉は全国でも下のほうとなっており、43位であります。こうした愛知県の県制度の拡大をまず求めるべきではないでしょうか。そのことについて、まず伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 子ども医療の無料化につきましては、子育て支援の充実策として、子育て家庭の、いわゆる経済負担の軽減のための施策として、本町におきましても対応させていただいておるところであります。

県の補助制度以外に、小中学生の通院分につきましては町の単独費を用いてそこまで拡大をさせていただいておるといのが現状であります。一方、県におきましては、平成25年度にこの子ども医療も含めました福祉医療全体の制度の見直しをかけ、継続可能な制度として代用するために5月に県知事を初めとする県の職員の方と各市町村の首長が面談をしてブロック会議をしている、そういったところの中でこの制度について廃止であるとか縮小であるとか、そういったことについては当然反対をさせていただきながら面談をした結果、6月には知事発表として、当面その一部負担については導入をせず、所得割については当然今後の研究ということで発表もされたところあります。

こういう状況を見ますと、なかなか県にその辺を拡大をしてくださいという話についてできるかという、なかなかそのことについても難しいと。当然現制度の最低維持は必要であろうかというふうに思っておりますし、県のほうには事あるたびに私どもの方としましても現制度の維持をお願いをしていきたいというふうなことで考えておるところであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一昨年、愛知県のほうで福祉医療制度の所得制限、あるいは一部負担、こういうことで検討をし、そして、福祉医療制度についてどうするのかというようなことが議論となってまいりました。そうした中で、市町村の反発が非常に強い、そういうことで、今言われたとおりのことが行われてきたわけであります。

しかしながら、今愛知県は、この福祉医療制度につきましては、所得制限を取り入れたい、こういうことも言われている中ではあります。しかしながら、現在、少子化という観点、あるいは子育て支援ということから見ますと、全国の都道府県の中でも裕福な県と言われる中では、愛知県よりも拡大をしてきているわけであります。そうした中で、愛知県よりもさらに財政力も低い県でも取り組んでいるところありますが、そのことを一つ紹介をしていきたいというふうに思います。

群馬県でありますけれども、群馬県は2009年の10月から助成対象を入通院とも中学校卒業まで拡大をしてまいりました。こうしたことがコンビニ診療にならないかなどの県議会の質問に対して、群馬県の健康福祉部長は、小中学校の虫歯の治癒率が向上をした、子どもの時間外診療は減少傾向にあるというふうに答弁し、この制度を県制度

として発足をさせ、市町村にも喜ばれているわけであります。

このように、愛知県が現在の通院を就学前から中学校卒業まで拡大をすれば、約60億円、さらに18歳の年度末まで拡大をすれば、あと20億円、あわせて80億円が必要になるというような具体的な金額も保険協会のほうからも出ているわけであります。

この県の姿勢が、自治体の医療費助成の拡大にもつながってくるわけであります。

幸田町にとってもやはり、子育て支援を進めていく上で一つの拡大の取り組みにつながるものであります。そうした点で、やはり、今現行を維持するのが精いっぱいだからとても言えないということではなくて、やはり、これは市町村のほうからきちっと言うべきではなかろうかということでありますけれども、その点について再度答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 町としましては、当然中学生までの入通院については無料で対応させていただいておると。それに県の補助が当然入ってくれば、これは財政的に町としてはありがたいということは重々承知です。

言えないというのではなく、事あるたびに実はお願いはしておるところでありますし、今、まとめてどうのこうのという話ではなく、先ほど申し上げた、とりあえず今の段階では、25年の5月のときに市長が知事と直接その会合の中で、これは県内全部ですけれども、お話をされ、その対応については、県についても重々承知だと、当然、拡大をというような御意見もあったというふうには記憶をしておるところであります。

そういったことで、現在の県のこの福祉医療制度の方向性も見ながらやっていかなければならないというふうなことも考えておりますし、また、事あるたびに、当然県のほうにはそういったことはお伝えをしていきたいなというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 児童福祉法第2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定しており、児童福祉法の対象は18歳未満であります。こうしたことから18歳までの医療費無料化の実施と対象年齢の拡大が愛知県でも始まっているわけであります。

そこでお聞きをするわけでありますが、県下で助成対象を拡大をしている自治体、幸田町よりも拡大をしている自治体について伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 県内の18歳まで、いわゆる高校生までの医療費拡大、平成26年度の現在でございますけれども、県内54市町村のうちの7市町村で実施をしてみえます。県全体の13%程度になろうかと思っておりますけれども。ただ、入院、通院全てではなく、入院だけというところもあります。それは安城市が平成26年度から入院に対して対応されておると。中には、自己負担をお願いをしながら対応させていただいておるという市町村もあります。現実的に今、18歳まで拡大をしたと、入通院別としまして拡大をしたのは7市町村ということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じ町でありますけれども、東郷町では、18歳までの入通院を

各拡大をしているわけであります。

このように、幸田町よりも若干財政力が、同じ不交付団体ではありますけれども、コウノ、東郷町なども実施をし、子育て支援という形の中で行っているわけであります。

このように、やはり人口をふやしていく、あるいは、子育て支援をしていく、そして、長く住み続けられる、こういう施策の一つが、安心して住み続けられる、医療費の心配のない、このことだというふうに思いますし、町長もそのように考えられて、子育て支援にも力を入れていく、こういうことも言われているわけであります。

やはり、こうした取り組みを一步一步進めていって、花開く社会ということにつながる、そうした取り組みが必要ではないかというふうに思います。

18歳までの対象年齢の拡大をすると幾らになるかということではありますが、午前中にも答弁されたところでありますけれども、再度幸田町として独自にやるとしたら幾ら必要か、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどの7市町村の内訳では、市で3市、町で3町、飛島村というのが1村ありますので7市町村ですが、当然、人口の伸びに悩んでいるところ等が多いかというふうな気もしないではないです。それについてはまた考えていきたいというふうに思います。

拡大をしたときの必要経費でございますけれども、算定の基礎が基本的に医療費としてないものですから、平成25年度の中学生の国民健康保険、社会保険に係ります医療費、いわゆる子ども医療に係る医療費の総額、これから算出をさせていただいた金額によりますと、2,460万という数字であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 2,460万という数字でありますけれども、決して出せない金額ではないわけであります。さらに県制度が中学校卒業まで拡大をする、これは通院です、入院はやってますので。拡大をするとおつりが出てくると。十分、幸田町の負担も減ってくる。こうした中で拡大ができるということになります。ですから、きちんと県に対しても拡大を求めていくべきではないかというふうに思うわけであります。

その点で、やはりほかの県に対しても他の都道府県が拡大している自治体のように県としての責任も果たすように求めるべきではないかというふうに思います。そうした点で、再度答弁をいただきたいと思います。

次に、学校給食の無料化であります。

アベノミクス経済のために貧困化が急激に進行してきております。また、総務省統計局の就業構造基本調査によれば、30代の子育て世代の最も多い所得階層は、1997年には500万円から696万円でありました。

ところが、10年後の2007年には、300万円から399万円になっております。子育て世代の所得は減少しているのが実態となっております。

OECDによる子どもの貧困率の国際比較でも、日本の子どもの貧困率が高いというデータが出ており、2014年7月の厚労省発表の中でも16.3%と、先進国の中で際立って高くなっている現実であります。

こうした背景には、大企業がもうけやすい社会を追い求め、社会の格差を広げていることでもあります。アベノミクスは国民をさらなる貧困のふちに追いやるものがあります。勤労者の所得の低下、非正規雇用の拡大など、雇用不安があり、若い人たちは子育て世代に経済的負担が重くのしかかり、そのしわ寄せが子どもたちの生活にも及んでおります。その一つが、就学援助を受ける小中学生がふえていることであり、また、子育て世代の実態がここに表われているのではないのでしょうか。

学校給食費の滞納も問題となっております。子育てや教育費にお金がかかり過ぎるといのが多く的心声であります。そもそも憲法では、義務教育は無償とされていますが、あらゆる教材費や活動費として費用が徴収をされております。給食費も学校給食法第11条で規定をされ、経費の負担で保護者負担として食材料費と水光熱費を負担をしております。これが学校給食費であります。小学校と中学校の1食当たりの負担は違いますが、毎月5,000円前後を負担をし、さらに教材費と合わせますと、2人から3人の場合は月に1万5,000円近くになってしまいます。

そこでお聞きをするものであります。小学校における保護者負担、1人当たり1カ月幾らか、また、1年で幾らか。中学校における保護者負担、1人当たり1カ月幾らか。1年で幾らになるか。また、保護者が1人世帯の子どもの数についても人数をお答えいただきたい。これは小学校、中学校ともに人数をお答えいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 医療費の拡大のことにつきまして、子育ての支援策として、当然私は有効であろうというふうなことは思っております。しかし一方で、無料ということになると、なかなか医療費、いわゆる国民健康保険であったりとか、社会保険の医療費、これの拡大というのも懸念がされるというのも、これもまた、実は事実であります。近隣の市町村、また、西三河圏内、安城市さんが入院ということで対応されておられるわけですけれども、そういったところとあわせた形で、住民側からすれば隣の市がやっているのになぜ幸田町は、逆もあると思っておりますけれども、そういったところも踏まえて、一度そういったところについては慎重に対応していきたいということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 給食費の無料化に係ります御質問でございます。3点いただきました。

まず最初の学校給食費の保護者負担額でございますが、現在1食当たり、小学校では240円、中学校では270円であります。保護者の皆様には、学校給食費を、小学校では1人当たり月約4,100円、年4万5,600円御負担いただいております。中学校でございますが、1人当たり月約4,600円、年額で5万1,300円の御負担をいただいております。また、保護者の1人世帯の子どもの人数でございますが、小学校では191名、7.2%、中学校では119名、10.1%であります。合計310名と把握しております。8.1%になります。

なお、議員が申されました幸田町の公費負担の内訳でございますが、光熱水費は公費で負担をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 学校給食法で負担割合が出されているわけでありますが、この負担につきましては、無料にすることもできるというふうに解釈もされており、それが今度のこの学校給食の無料化につながったわけであります。

ですから、文科省としてもこのようなことに関して何ら文句を言うことはないということで、今、学校給食が無料になる自治体が急速にふえていっているわけであります。県下の状況でいえば、大口町が半額補助、飛島村が月600円の補助、大治町が月500円、岩倉市が第3子以降無料化、安城市が市長公約で学校給食の無料化というのも打ち出しているわけであります。このように、愛知県下でも今、給食の無料化が取り組まれているようになりました。

学校給食の役割でありますけれども、戦後すぐには子どもの栄養改善ということで取り組まれたわけでありますが、今の学校教育は、食育の一環、そして栄養の知識や地産地消、そういう中で学校給食の果たす役割があるわけであります。まさに教育の一環として学校給食はあるというふうに思うわけであります。

そこで、9月に放送されましたクローズアップ現代、これは非常に皆さん興味のある放送だったというふうに思うわけでありますが、その中で、栃木県の大田原市や、あるいは兵庫県の相生市もそうでありますが、無料化をし、そして大変喜ばれているということでもあります。そうした背景には子どもの貧困があるということでもあります。この題名が、「おなかいっぱい食べたい」と、こういう題名でありました。厚労省の国民生活基礎調査の概況によりますと、16.3%という日本の子どもの貧困率が出ている中で、6人に1人の子どもが貧困家庭という状況になっておりまして、そのうち保護者が1人の世帯は貧困率が54.6%にもものぼるということでもあります。そして、こうした背景が教育現場に貧困と格差を持ち込ませない、これが学校給食の無料化を打ち出したという背景があるわけであります。

子どもの貧困対策法というのも国会で決まりましたが、この大綱で、義務教育段階における子どもの貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うというふうなうたっております。このことから学校給食の無料化も一つの子育て支援ではなかろうかというふうに思います。そうした点で、学校給食の無料化について町長に伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 学校給食の無料化につきましては、安城市さんが政策的なことでやられたわけでありますが、現在のところ、私も無料化にする考えは持っておりません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 予算の中でも出ているわけですが、幸田町で小中学校の無料化を実施すると、年間の所要額は幾らになるかお答えをいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 年間所要額の見込みでございます。児童生徒の無料化を実施した場合ということで、現段階での試算となりますが、年190回の給食を実施したと

いう仮定でございます。小学校では1億2,200万円、中学校では6,400万円、合計いたしますと、1億8,600万円の公費負担となるわけでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 年間の所要額が1億8,600万、人口がふえたとしても2億円弱あれば幸田町の子どもたちの学校給食無料が実現できるという金額でありまして、幸田町の財政力からいっても、何らたどり着かない金額ではないわけでありまして。

何よりも、昨年4月から消費税が8%に増税をされてから家計はますます大変であります。子育て世代の生活自体が本当に大変だという中で、給食費を無料化することは大歓迎されるというふうに思うわけでありまして。

そうした点で、一つの事例として、兵庫県の相生市、ここは2011年度に子育て応援都市を宣言しておりまして、今、非常に視察が相次いでいるようであります。ここは学校給食を無料化し、そして、実施をして3年目にして転入者数が転出者を上回る、社会増に転じているというふうになってきております。またここがユニークなところは、学校給食を給食カフェとして、65歳以上の高齢者に学校の敷地内、いわゆる空き教室等を利用して提供をし、そして高齢者の孤立化を防ぐ、あるいは支援をしていく。こういうことも学校給食を利用してやっているということでありました。

このように、幸田町では今区画整理も進めながら定住化策を進めているわけでありまして、働く世代、あるいは子育て世代が魅力がなければ引っ越してこないわけです。雇用としてはどんどん進められておりますので、働く場と、あるいは大規模都市圏といえますか、名古屋圏にも近いということで通勤圏内にもあるという、こういう立地条件もあるわけでありまして。しかしながら、子育て世代や若い世代が非常に経済状況が大変であるならば、やはり、今どこの自治体も子育て支援を力を入れているわけでありまして、そちらのほうに行ってしまう可能性だってあるわけでありまして。そうしたまちづくりを進めていく上でも、私はこの18歳までの医療費無料化と、そして学校給食の無料化を同時に推し進めながら、子育てをするなら幸田町でと、こういうことを打ち出しながら安心して住み続けられるまちづくりを進めていく、これも一つのまちづくりではないかというふうに思うわけでありまして。そうした点で再度の答弁を町長に求めるものであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 幸田町は産業とか、職住が隣接して、町が発展することが一番いい環境だろうというふうに思っております。まちづくりのために医療費、給食費を無料といいますか、大変な勇気が要る事業だなというふうに思うわけでありましてけども。

ただ、私、ある東京近郊の町で、やはりこのような施策をとって、医療費無料化になって、そうしますと次のステップで出て行かれるという町の話も聞いたことがございます。定住化策をとって、この町ですとずっと住んでいただけないことではないと、いいところだけ町に来てやられて、次の町に出ていかれるというような話も聞いております。この辺もいろいろよく検討をして対処してまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一回この制度を導入すると、翌年すぐやめてしまうと、こういう

わけにはいかない、継続事業であります。そうした点で見通しを立てた事業の継続性ということをお願いすることはよくわかるわけではありますが、しかしながら、幸田町が今まで進めてきた子育て支援、あるいは、中学校卒業までの医療費無料化なども、やはり幸田町の魅力となって、移り住んでくる人たちがふえてくるわけであります。そうした点からも、2040年まで幸田町は人口がふえていくという町に評価をされているわけがあります。

しかしながら、日本全体の方向としては、これは少子化であります。ですから、少子化に歯どめをかける、幸田町に移り住んできてもらっても、その子どもたちが成長していったら、次の子どもたちが生まれてこないことには、これは町としてやっぱり高齢化が進展をしてしまうというふうになってしまいますので、そうした点からも、これから子どもを産む、そして育てたい、そういうまちづくりをしていくためには、こうした、今のこの2つを政策として推し進める、このことも将来展望を見越して必要ではなかろうかというふうに思うわけありますので、十分これからの課題としながら、拡大を求めるものであります。

次に、産婦人科医院の誘致についてお尋ねしたいと思います。

2012年、平成24年ですが、6月議会で産婦人科の誘致について一般質問も行いました。その後誘致に取り組み、期待できる方向でもありました。幸田町では唯一の産婦人科が、平成23年5月以降、分娩を取りやめていて、町外の利用施設でしか分娩ができない状況であります。子どもを安心して産み、育てられる町としても、町内で出産ができるようにすることです。

また、里帰り出産もできない状況であります。町内で出産できない状況が4年近くになろうとしております。この産婦人科の誘致、本気で誘致に取り組む考えがあるのか伺うものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 産婦人科の誘致をという話でございます。

私も平成24年度、健康課長をしておりましたときからかわらせていただいておりますけれども、23年の5月に幸田産婦人科で産科という、いわゆる出産のできない町になったということを受けて、その後、いろんな形で産科のできる、いわゆる出産のできる医療機関の誘致をということで、さまざまなお願いをしながら、そういったことをやってまいりました。一方で、なかなか産科というのは、個人病院、個人医院が実は少なくなってきたという背景もあります。リスクの問題、それから勤務体制の問題、そういった問題でなかなかそのまま継続ができないということで廃院をされてきたということもあわせて、本当に出産のできる医療機関を誘致するというのは大変だなということは痛感しております。

当然、出産のできる医療機関の誘致、これは私どもも必要であると思っておりますし、課題であると。本気でという話ではありますが、どれが本気かはわかりませんが、私どもはそういった形で必要であるということを取り組んでいきたいということは考えております。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 産婦人科の件につきましては、本気で取り組んでおります。

実は、今、福岡のところにできましたあの産科というのは、私ども、健康福祉部長と私と一緒に行って、ぜひこちらに来ていただきたいという話で進めておまして、いい感触を得てました。その件につきましては、土地も町からある程度提供して、そこに来てほしいということで進めておりましたんですけども、どうも西尾のほうにも産科が少ないといえますか、ないです。岡崎と幸田のちょうど中間というところで作りますので申しわけないという形になったわけでありまして。

しかしながら、一昨日も岡崎市の医師会長、小森さん、それから医師会の事務局長と話をしておまして、本気で私どもはやってますので、医師会長も非常に気にされておりますので、いい話になってくれればいいなというふうに思っておりますので、これだけは本気です。本気でやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひ、本気で取り組んでいていただきたいというふうに思ひます。

しかしながら、実際のところは、この医院の進出に当たってはいろいろな状況を見るわけですね。例えば、近隣の出産状況や産婦人科がどれだけあるのかとか、そういう、要は経営が成り立つ、そういうことも考えながら設置をするわけでありまして、この中島にできましたこの医院は、医師が151人、助産師が198人、出産が、2006年から2015年の2月までは、3万1,555人というような実績を持つグループネットでありまして、年間700人の出産を取り扱っているということでありまして。ホームページで見たわけでありまして。

このように、今、産科補償の関係で、医師もリスクを負いたくないという、あるいは、産科医師不足の緊急の連携というものもやはり必要ということで、このようなネット化をし、そしてグループ化をして運営をするという方向に至ったのではなかろうかなというふうに思ひます。

ですから、非常に残念だったわけでありまして、しかしながら、このように一つの小さな医院ではなかなか運営はできないけれども、グループ化することによって応援体制、緊急に備えることもできるということが、一つの見本と言ったらあれですが、例ではなかろうかというふうに思ひます。

そこで、町長は本気で取り組んでいるというふうなことであったわけでありまして、昨年の議会報告会の折にも、住民の方から、やはり産婦人科がないということで、誘致をしていただきたいというようなこともあったわけでありまして。

ですから、こうした町民の皆さんの切実な声、これは若い世代、子育て世代だけではなく、町民みんながやっぱり願っていることでありまして、医療機関の充実というのは、やはり町内の中で充実をさせてもらいたいというのが願ひであります。

そうしたことから、やはり、この出産を支える体制づくりというものを、町としての本気度はどういうものなのかと、誘致に当たっての考えはどういうものなのか、この点について具体的な誘導策というものがどうなのかということをお聞ひしたいというふうに思ひます。

前回の質問の中でも、具体的な誘導策を考えていく、こういうことでぜひとも誘致を図りたいということであったわけでありまして、その点についてはどうなっているのか、経過報告をいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほども申し上げたと思っておりますけれども、一般的に医療の誘致ということにつきまして、まず用地の確保、それから交通の利便性等々、それから、産婦人科ということですから、やはりある程度静かなところがいいのかなと、そういういろんなことを考えまして、そういうところへ働きかけをしまして進めていきたいというふうに思っております。

まず、立地のいいところを御紹介して、それで議会の皆さんとお諮りして、用地の提供等を考えていきたいと、そんなことを思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それから、産科の医師の件でありますけれども、非常に産科の医師が不足をしているということが、今全国各地でも問題になっているところでありまして、岡崎市医師会との話し合いの中で、すぐに進出ということにはならないけれども、例えば研修医であるとか、医師が確保できる状況にあるのかどうなのか、その点について具体的な目途といいますか、具体的に医師がいるかどうか、その点を当たられた経過がございますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げたように、医師会は当然行っているわけでありまして、岡崎市民病院の院長のところに行きまして、ある程度病院からリタイアして開業するような人はいないかというようなこと、それから、名古屋大学の病院、ウダダ病院の先生とか、そういう方にお聞きして話しているところであります。

なかなかやっぱり、そういう先生がはっきり出てくれば、私のほうにお話があるわけでありまして、来ないということは、なかなか環境とか、そういう場所とか、人口とか、先ほど申し上げた、ある意味では病院も営業でありますし、そういうことも踏まえての全体的なことで、今のところは足踏みしている状態でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 産婦人科医院を開設をするとした場合、例えば、年間の出産、取り上げ数、これがどれぐらい必要なのかと。そういう具体的な数字に基づいても、やはり、それが経営につながるわけでありまして、そうした事例といいますか、分析、そのようなことはされたのかどうなのか、お伺いしたいというふうに思います。

幸田町の年間の出生数は約400人ほどであります。それが西尾、あるいは蒲郡、そして岡崎市内で出産という、主に岡崎であるわけですが、出産をしなければならない現状があるわけです。ですから、そうして皆さん、どこに通おうとか、今インターネットが発達しているわけでありまして、皆さん選びながら通うわけでありまして、そうした点でいかがなのかということではありますが、どうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 採算ベースに合うか、合わないか、なかなか難しいところ

であります。基本的に中島にできたこのベルの関係は、19床であります。19床で、ではどのぐらいかといいますと、これも来られる、来られないという問題がありますけれども、平均稼働率で大体5人程度、1ベッド5人程度という話になりますけれども、そうすると19床ですので、約100人弱ぐらいだと思います。

ただ、産科だけでは実は経営は成り立たないものですから、検診、いわゆる妊婦検診も含めた検診、それから小児科の関係、こういったことも含めて今回のこのフェアリーベルについては開業されたということでもあります。

ちなみに幸田の幸田産婦人科、先ほど申し上げた平成23年に閉院をしたわけですが、23年度に幸田町内の方で出産をした方は14名おみえになります。あと、先ほど言った検診等々で経営をされておったということで、約400名のうち、岡崎市がほぼ半分ぐらい出産の場所として選んでおられると。あと、安城、蒲郡、西尾、刈谷、碧南、あとは里帰りでお産、そういった状態で、今幸田町内の方については対応をしておるということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 産婦人科も多角経営になっているわけでありますので、やはり系統的に出産から検診業務、そういうようなものも必要であります。

そうした点で、やはり、きちっと町のほうでも、どういうところにどういう誘致をするのかという、具体的な事例を示しながら誘致活動に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど町長から申し上げましたように、まず、最低でもやはり用地というのは必要ではなかろうかということで、先回のフェアリーベルにつきましても、用地の紹介をしながら実は対応させていただいたということもあります。今後ともそういったことで積極的に取り組んでいきたいということでもありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時57分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をした順に従いまして質問をまいります。

最初の質問は、拡大工業地区についてであります。

幸田町企業立地マスタープランが平成26年3月、約1年前に策定、公表されました。私の感想を申し上げますと、この幸田町企業立地マスタープラン、大変意欲的な内容に

なっているというふうに思います。

しかしながら、この意欲的な内容が実現可能かどうかという点、幾つか気になる点がありますので、質問をしてみたいです。

都市計画マスタープランというものが、平成2年3月に策定、公表をされました。この都市計画マスタープランは、平成20年、21年の2年間かけて都市計画マスタープラン策定委員会を設置してつくり上げたものであります。

この都市計画マスタープランの中で、拡大工業地区、11カ所示されております。最初にこの11カ所が選定されました経緯、経過について、どのような人がどのような議論をされて11カ所になったのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今御質問に出ましたこの策定委員会につきましては、当時愛知産業大学の小川教授を委員長に、都市改良商工会、農業団体、企業、民生、児童、区長会などの各種団体と県都市計画課や建築行政会など、15名の委員で構成されまして、4回の審議を行い、その間、庁舎内の策定委員会、検討会が5回ほど、また作業部会も6回ほど行いながら、パブリックコメントや都市計画審議会にかけて策定し、公表したものであります。

その中で、都市づくりの方策として拡大工業地区を設定したということですが、この拡大工業地区につきましては、まずその工業系の拡大は、工業系の土地事業を基本に考えています。この土地事業は製造品種、価格などから過去の伸び率を想定しまして、また敷地の生産性を割り返しながらか、新たに必要となる工業地域が何ヘクタール必要なのかというような算定をしております。その結果、このマスタープランの目標年次が平成42年でございますので、その42年の段階でおおむね160ヘクタールほどが工業フレームとしてやるということでございます。

なおかつ、このフレームに関して、策定委員会では具体的にある程度の位置を示す必要があるという意見から、実際にはインターチェンジ周辺とか、幹線道路の沿道とか、また既存工場の周辺、具体的に配置していると。この背景には、農業振興地域とか湾林とか、地形とか、そういったものを配慮しながら検討しているということでございます。

ただし、これらはあくまでの将来市街地の位置づけでありまして、その事業主体とか、また、事業手法などを限定するものでなく、いろんな方法がございますので、そういったものは前提とせず、あくまでも工業圏のフレームとして設定しているというふうな状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、きちっと都市計画マスタープラン策定委員会の中で工業土地事業とか、あるいは工業出荷額とか、それに基づいて何ヘクタール必要かとか、きちっと議論をしたプロセスを踏んだ上での11カ所だというふうに認識をいたしました。

一方で愛知県は、建設部という部署で、市街化調整区域内地区計画ガイドラインというものを公表をしております。平成19年11月30日より適用となっております。しかしながら、このガイドラインの改正が頻繁に行われております。平成23年、24年、

25年、26年、毎年のように改正をされております。なぜ毎年改正されるのか、その背景とこのガイドラインの適用、運用の厳格さについてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 少し背景を申し上げますと、平成19年11月30日というのは、都市計画法の大幅な改正がありまして、市街化調整区域内での大規模開発が制限されたというような年でもございます。それに合わせて、19年の11月30日に愛知県がこの市街化調整区域の地区計画のガイドラインを示してきたということでありまして。その示した19年から改定が随時行われておりますけれども、その改定の背景には、平成23年、24年には地域主権一括法の関係での変更、権限が知事同意から知事協議に変わったとか、そういった内容でのこととか、また、25年、26年の改正は、企業立地促進法による基本計画の改定に伴い、多少の建蔽率とか、容積率とか、壁面後退などの緩和があったというふうなことで、ガイドラインの改定がございまして、事実上その拡大工業地区の要件に該当するような改定ではないというような状況でございまして。

なお、この当ガイドラインにつきましては、地区計画を知事と協議する上で、同意を得る上で、そういった面での考え方、指針を示すというふうなものでございます。

ちなみに、このガイドラインにつきましては、概略を申し上げますと、市街化調整区域で地区計画を設定するときの一つの指針として、例えば、候補地としてインターチェンジ、明豊では3つのインターチェンジがございまして、そういったインターチェンジから半径1キロ圏内で行う区域、また、幹線道路、2車線以上の国道といったところから1キロ圏内の区域、また、さらにはインターチェンジから5キロ以内の2車線以上の道路の沿道ということで、半径1キロ以内のものと沿道の部分、こういったものがあります。

ただし、このガイドラインにつきましては、幸田町、比較的交通の便がよかったり、インターチェンジが3つと、また、岡崎インターチェンジからも5キロ以内というところも北部ではありますので、そういった面ではこのガイドラインにのっとり、進めることに対しては、何ら幸田町にとっては支障がないというふうな状況でございまして。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今の説明を伺いますと、ガイドラインが変わってきた、あるいは変更になってきたということに対しても余り大きな影響を与えることはないというふうに解釈をいたしました。

しかしながら、都市計画マスタープランは、平成22年に策定をされております。その中で11カ所が選定をされましたということでありまして、平成24年4月に企業立地課が誕生をいたしました。そして、企業立地マスタープランというものが、昨年、平成26年3月に策定をされたわけでございます。

県の市街化調整区域内地区計画ガイドラインというものが、都市計画マスタープランが平成22年に策定されて以降、毎年変更をされてきたわけでありまして、県のガイドラインの変更が、企業立地マスタープランにどのような影響があったか、お尋ねをいた

します。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 平成26年3月に策定をしました幸田町の企業立地マスタープランでは、企業が活動しやすい町の実現を目指して、県のガイドラインで示されている対象地区の要件のほか、東名、新東名インターチェンジへのアクセス性、法規制等を踏まえ、さらに経済性等を考慮した上で、早期に実現性の高い候補地の検討を進めてまいりました。

県のガイドラインの対象要件につきましては、先ほど建設部長のほうから話がありました。そのような中で、企業立地マスタープランの策定において、県のガイドラインは拡大工業地区における工業団地開発の優先順位等を検討するための基準の一つとさせていただいたものであります。県のガイドラインとの整合性というのは、当然とれておりますし、変更に伴う直接的な影響はありません。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 企業立地マスタープランの中をしてみると、新産業用地の優先順位の検討の例ということで、11カ所の拡大工業地区の評価を行った一覧表が記載をされております。

この表を見ますと、地形や法規制の点でよくないと評価された拡大工業地区が11カ所のうち5カ所あります。具体的な地域としては、長嶺東山、芦谷山ノ田、深溝中ノ沢、須美松坂、須美南山であります。この5カ所は、今後も拡大工業地区として残していくのかどうか、考えをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この内容につきまして、地形については、山林だとか平地などを開発を進めた場合の事業の採算性を、法規制においては、農業地や保安林など、手続上の課題をそれぞれ評価項目として挙げさせていただいております。それはあくまで拡大工業地区の中から早期に着手できそうな箇所と検討させていただいたものであります。よくないと評価された5カ所を否定しているものではございません。今後も幸田町の拡大工業地区として企業等へPRに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、継続して残していきます、ただし、優先順位という点では、若干見劣りする部分があるというふうに解釈をいたしました。

一方、11カ所の拡大工業地区の評価を行った一覧表というものがございまして、その中で、名豊道路インターチェンジからおおむね1キロメートル以内かどうかを評価した結果の一覧表が載っております。

おおむね1キロメートルより遠い拡大工業地区が7カ所あります。具体的には、重複をいたしますが、長嶺東山、久保田凧山、荻長根、深溝中ノ沢、野場松ノ本、幸田駅西、須美南山であります。おおむね1キロ以内という評価となった4地区を除いたこの7カ所について、今後どうなるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この7カ所は今後どうなるかということでございます。

名豊インターチェンジから1キロ以内でなければ開発できないということではないというふうに考えております。企業の立場から見れば、インターチェンジから近いということは進出の一つの要件だとは思いますが、遠いということをもって企業が来ないということはないと考えております。

現に、この7カ所のうちの1つであります野場松ノ本地区では、町外の企業が進出に向けて地権者と調整中でございます。今後もこの11カ所の拡大工業地区を企業等にPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 必ずしもこの7カ所の中でも企業が土地を探しておる場合がありますよということで、若干安心をいたしました。

次に、よくないと評価された拡大工業地区は、11カ所のうち合計で8カ所あります。私はこのような結果を見ますと、既存の拡大工業地区の指定の見直しも必要ではないのかというような思いがしてくるわけであります。また、新たに別の地域の拡大工業地区を指定する必要があるのではないのかというふうに思うわけであります。この点につきましてはどうのように考えてみえるのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 見直しの関係がございますので、こちらでまず答弁させていただきますけれども、その前にこの開発の要件について若干説明させていただきます。

開発市街化調整区域で工業系の拡大をしようとする場合に、大きく分けて6つほどこういった手法がございますけれども、そのうちの4つほどを紹介させていただきますが、まず1点目は、市街化調整区域を市街化区域に編入するという方法でございます。そういった形、市街化の隣接のところとか、飛び地でも20ヘクタールであれば可能だとか、そういったような市街化編入をする方法が1つ目。また、2つ目は、先ほど申し上げた市街化調整区域内の地区計画を取り組むということで、これは登記法の34条の10号という、34の10と言ってますけれども、そういったものが2つ目、ガイドラインに基づいたものです。3つ目は、今度は34の12という、12号ですけども、県の基準条例が平成23年10月1日に施行されています。愛知県の中での指定集積業種、西三河での指定集積業種であれば、開発が可能だというのが、登記法の34条の12号でございます。また、最後4つ目は、個別的に、目的とか規模とか位置を開発審査会の議を得て建てるもの、34条の14号と申し上げますけれども、例えば、技術先端型工業とか研究所とか、また、工場ではないですけど、流通業務施設、こういったようなものがございまして、大きく分けて4つの方法があるということでございます。

どの手法にするかというのは、この都市計画マスタープランの中では考えてございませんので、それぞれの地区ごとに検討していくということになるかと思っております。

今、見直しのことにつきましては、実際に都市計画マスタープランの中では、計画の見直しについてもうたってはございます。進捗状況とか評価の結果などによって、必要に応じた見直しを行うということは、マスタープランの中にも表示をしております。

そういう面では、PDCAサイクルという形でのサイクルで取り上げている、これは工業系だけでなく、整備プログラム、72項目ございますけれども、そういったものの進

捗状況を見た上で、検証しながら、必要であれば見直しをしていくというようなことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま建設部長のほうから6つの手法のうち4つを紹介をしていただきまして、必ずしも固定的なものでなくて、柔軟性のある対応はできますよということでありましたかと思ひますが、企業立地の観点から見ますと、企画部として柔軟性がある、あるいは対応が可能だというふうな考えでみえるのかどうか、考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほど建設部長のほうから答弁がありましたように、4つの方法があるわけでありまして。工業立地において、例えば、繰り返しになりますけども、県の審査基準の11号では、市街化調整区域における開発許可においては、5ヘクタール未満で、先端技術の工場、または研究所を指定しておりますので、11カ所の拡大工業地区に指定されていなくても、この要件であれば立地をすることは可能であるというふうには考えております。

建設部においても整備プログラム72項目の進捗状況について検証されるということでもありますので、社会情勢の変化及び第6次の総合計画の改定も行われますので、今後、土地利用調整会議等、庁舎内で調整をしていきたいというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、拡大工業地区の11カ所というものが、当面は、特に企業立地の点で障害になる、あるいは課題があるということではないなというふうに解釈をいたしました。

それでは、最終的なゴールは、拡大工業地区11カ所云々の話ではなくて、最終的には企業誘致活動が成功するかどうかということにかかっておるというふうに思ひます。それで、企業誘致活動の取り組み状況についてお聞きをいたします。

平成23年6月の定例会の中で、中根秋男議員がこのように質問されました。町長は、トップセールス、トップリサーチを行っていくというふうに質問に対して答弁をされております。セールスとリサーチは表裏一体というような感じがいたしますが、今までどのぐらいの数の企業を訪問されたのか、あるいはリサーチされたのか、件数でも結構でございますが、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 企業に対しますトップセールスということでございますけれども、過去、私自身で企業としては32、3社、それから、経済産業省だとか内閣府だとか、国会議員とか農水省とか、かなりのところを歩いております。

優良企業で、大阪に伺ったときもありますし、いろいろ幅広く企業経営者の方のトップの方とお会いしまして、ぜひ幸田に立地いただきたいというような話で進めております。これは私だけではなくて、副町長は別に、副町長もまた数十社、いろんなところ、国の出先だとかいろいろ、私と副町長と企業立地課長、企画部長もそうでありまして、一緒にいろんなところを回っております。本当にたくさんの方のところを顔をつないで、

トヨタ自動車の副社長とか、デンソーの役員さん、社長だとか副社長とか、いろんな方とお会いしております、そういう方との顔によるつながりが出てまいりまして、さらに今後いい形の花が咲くのではないかなというふうに思っております。

本当にあらゆる分野でございます。医療から農業から、いろんな分野につきまして出ておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま町長から随分頑張っておる様子が述べられて、伝わってまいりましたが、同じく副町長についてもどの程度頑張られたかという思いを語っていただければというふうに思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今町長からちょっと、私のセールスのことについておふれいただきましたけれども、私につきましても、特に産・学・官ということで、学校関係と、それから官庁の関係について回っております。件数でいきますと、トータルでいきますと、官庁については7、それから、大学だとか金融機関も含めまして13件ということでございます。また、企業については、特に大学だとか官庁等をヒアリングする中で、モデルケース、先進的な取り組みをしている企業については、特に推薦いただいたということで、そういった企業についても、私のほうから足を運んだという経緯はございます。以上です。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま副町長から回答いただきまして、町長と副町長で役割分担が比較的うまくされておるかなということで信頼感が持てました。

それでは、こうして町長、副町長をトップにトップセールス、トプリサーチを行ってきましたということで、その行ってきた手応えとか感触あるいは成果として公表できるものがあれば、お答えいただきたいというふうに思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 企業の成果につきましては、今、私どもがプレステージレクチャーズという一つの先端企業のいろいろな方をお呼びしてやっております。そういう人とのつながりがどんどん大きくなってまいりまして、特段、大企業がすぼんと幸田にくるといふ話はまだまだありませんですけども、幸田町に本社を持ってきていただく会社がふえております。

一つは、エアウィーヴというのが今すごい売れて売れて売れまくってニューヨークに支店、中国に支店も出して、今の増収で倍くらいの300億円超えるような事業になってきております。その本社の要素が幸田町の例のプラザ、農協さんの跡地でございますけれども、そういう意味においてはどんどん拡充を図っていただいて、幸田町でまた新たな用地が必要になるのではないかなというくらいの動きもございます。

それから、先ほど企画部長が申し上げました野場の松ノ木のあたりとか、当然また炭の問題につきましては、企業庁とも調整を図っておりまして、なるべく早い時期に、今年度か来年早々にいい形になるかというふうに思っておりますけれども、いろいろな意味でいろいろな企業に来ていただくように努力しておりますのでよろしくお願ひしたい

と思います。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 企業誘致につきましては、株高円安、経済環境にとりましては幸田町にとってよい方向に風が吹いておるなというふうに思っております。町長、副町長並びに企業誘致の関係の部署が、今後手を抜くことなく種まきを引き続きやっていただいて、早く成果が出ることを期待をしております。

次の質問に移ります。

児童館の企画構想についてということであります。坂崎学区、幸田学区、豊坂学区に現在、児童館はございません。町長は、児童館を各学区に設置をしていきたいというふうに表明をされました。子ども・子育て支援の点から大変喜ばしいことだなというふうに思います。どのような児童館が建設されるのか興味を持ちましたので、現在ある3カ所の児童館を私自身訪問し、直接見聞きしてまいりました。

現地調査を行う前に、事前に平成25年度の住民子ども年報を調べてみました。現在ある横落児童館、幸田児童館、深溝児童館について利用状況が書かれております。3カ所の児童館ともに年間利用者が9,000人から1万人ということで、大変よく利用されているなということがわかりました。これは、基本的に運営がうまく行われているなというふうに判断をいたしました。

そこで、これからの質問は、現状の施設を改善するには、児童館の利用者の満足度をさらに高めるには、新設の児童館に織り込んでいただきたいことは何かという観点で見聞きをしてきました知見をもとに質問をしてまいります。

最初の質問は、児童館の駐車場についてであります。3カ所の児童館のうち駐車場のない児童館が1カ所あります。本来だったら、児童館には何台くらいの駐車場が必要か、どのように考えてみえるのかお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 児童館の駐車場の件でございます。1カ所、駐車場がないということで幸田児童館が現在、駐車場がございません。横落については、玄関先と裏とで7台、それから隣接のコミュニティセンターで14台、それから深溝が14台という状況でございます。何台必要かということでございますけども、明確な基準はないわけございまして、実績から判断させていただきますと、幸田が一日平均3組の親子で来館されます。それから、実績は26年の1月までの10カ月の実績でございます。横落が約6組、それから深溝が11組という一日平均の実績が出ております。一番多い深溝の実績から判断いたしますと、最多、多い日で15組の日がございました。それを鑑みますと、児童厚生員の2名分を含め横落児童館程度の15台程度は必要となってくるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 15台程度という話でございましたが、私も15台から20台くらいなかという感触を得てきましたので、最低でも15台ということで、敷地の面積の関係も新設の場合といえどもあるかと思いますが、ぜひ確保をしていただきたいというふ

うに思います。

次に、駐輪場の設置について、質問をいたします。

子どもたちも小学生また中学生ともなると、当然、自転車で児童館に来るようになるというふうに思います。駐輪場のある児童館は、現在1カ所しかないというふうに見てまいりました。既存の駐輪場のない児童館については今後、どうされるのか、また新設の児童館には最初から駐輪場を設置するつもりはございますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 駐輪場のある児童館については、逆に今度、幸田児童館で25年度に駐輪場として整備をさせていただきました。深溝と横落につきましては、玄関先に子どもが整頓をしながら自転車をとめているというのが現状でございます。

深溝と横落につきましては、舗装のほうが非常に劣化しておりまして、自転車がとめにくいという声は聞いてございます。27年度予算において、深溝児童館の玄関先のアスファルト舗装を予算要求をしておりますので、予算が通れば27年度に深溝の玄関先を駐輪場を視野に入れながら舗装整備をしていく予定でございます。横落については、次年度28年度以降でまた予算を要求して整備をしていく予定でございます。

新しくつくる児童館については、当然、自転車というのは子どもの唯一の移動手段でございますので、そういった施設を加味して検討していきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 27年度で深溝については駐輪場をと、横落については28年度以降という答弁がございまして、特に横落につきましてはスペースはあると思います。

ただ、傾斜になっておりますので、駐輪場としての平なスペースは比較的容易に確保できるかなと思いましたが、ぜひお願いをしたいというふうに思いますが、新設の児童館についてはどのように考えてみえるのか、お答えがなかったのでお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 新しくつくる児童館については、駐輪場は整備はしていきます。その考えでおります。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ぜひよろしくお聞きをしたいというふうに思います。

次に、現在ある3カ所の児童館には、屋外で遊ぶスペースというものがありません。一部の人から、屋外で遊べる砂場とかあるいは簡単な遊具で結構ですが、設置する要望の話も出ましたけれども、そのような設置をする考えがあるかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 外で遊ぶスペースということでございます。幸田児童館については、ちょうど、児童館のまん前に幸田児童遊園の広場がございます。それから深溝児童館につきましても、児童館の前に里前公園という広場がございます。

横落にはないわけでございますけれども、新しくつくる児童館についてはそういった外の施設というのは児童厚生員が2名で対応してございます。したがって、外の施設

まで目が行き届くかという部分で懸念する部分がありますので、その屋外施設については、構想していく段階で研究課題ということでお許しいただきたいと思います。子どもの安全第一を考えておりますので、そういった観点で研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 屋外で遊ぶスペースについては、特に何が何でもという話ではございませんという感触でありましたので、屋外スペースがたまたま敷地の関係でできるようなことがあれば、考慮していただければというふうに思います。

次に、児童館には当然のことながらトイレが設置されております。児童館のトイレは、保育園の園児が保育園の外に散歩に皆さんで行くときがあると。その途中で児童館のトイレを使う場合もあるという使い方があるというふうに聞いております。

しかしながら、現在ある児童館は3カ所とも男女兼用となっております。また、保育園児が使う幼児用の便器も私は必要になってくるのではないかというふうに思います。新たにつくる児童館は、トイレを男女別々に、また幼児用の便器を設置する考えがあるかどうか、また既存の児童館についてはトイレの改修・改良をする予定があるかどうかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） トイレの関係でございます。現在、男女共用というふうに言われました。横落については、入り口は一つでございますけれども、中は男女別になってございます。

それで、新しくつくるトイレについては、当然、男女別で予定はしてございます。それから幼児用の便器についても、予定はしていきたい、児童館の機能として予定はしていきたいと思っております。

既存の施設については、深溝児童館で幼児用の便器が1つございます。小さな様式の保育園にあるような便器が1器用意してございます。既存の部分については、当然、30年以上もたつ古い施設でありますので、維持管理をして少しでも長くもたせるためにもいろいろ改修等は今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） トイレについては、引き続き検討をしていっていただきたいというふうに思います。

また、こんな話も聞いてまいりました。

乳幼児を伴って児童館を利用するお母さんにとっては、授乳する場所やオムツを交換するための部屋、あるいはスペースも必要ではないかというような声を聞きまして、この点についてはどのように考えてみえるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、議員が言われるようにそういったスペースはございません。既存の施設では、和室や畳スペースで対応をお願いしているところでござい

す。その必要性については認識してございます。

それで、平成27年度予算で現在要求はしておりますけれども、深溝児童館でオムツがえ用の台を1つ購入する予定でございます。それと、新しくつくる児童館には、当然そういった専用スペースは考えていきたいなと思います。既存の施設が、先ほど申し上げたとおり30年以上たつ古い施設でありまして、施設自体も地区の集会施設を兼ね備えたような構造でございます。当時はそれでよかったのかもしれませんが、現在の子育て支援という観点から行きますと、子育て中のお母さんたちの集いの場だとか子育ての悩みを話し合うような場としても十分に利用していただきたいというふうに思っておりますので、新しくつくるそういった児童館につきましても、そういった専用のスペースというものをつくってまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの住民こども部長の答弁を聞きまして、認識は共通・共用しているなというふうに思いました。心強く思っております。

児童館ができてから3つの児童館ともに30年前後たっておりましてコンセプトが古いなというのは間違いないことでございますので、これからの新設をされる児童館については、ぜひ今、議論をしたようなことについてもできるだけ織り込んでいただきたいなというふうに思います。

次に、児童館の運営に関する質問をしていきたいと思っております。

児童館の一日の開館時間についてであります。開館時間は午前10時から午後5時までとなっております。しかしながら、疑問点があります。正午から13時まで1時間、お昼休みとなっております。なぜ昼休み時間の1時間を閉館してしまうのでしょうか。私には理解に苦しみます。まず、閉館する理由について、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） お昼休みの質問でございます。規則上は朝10時から5時までということで、休憩に関する規定はしてございません。その規則から行きますと10時から5時までは開館していますよという解釈になるわけなんですけども、1時間昼休みをとっているというのは、一つには児童厚生員の思いもあるわけなんですけども、一日、子どもが朝から晩まで児童館にいるという状況を考えると、昼1時間を休憩をとることによって一旦、自宅、お家に帰ってお母さんのお昼御飯を食べてきなさいという思いがあるということでもあります。改めて昼からまたいらっしゃいよというそういう生活習慣上で、昼1時間の休憩をとっているということでもあります。それを開館することはいいいんですけども、やっぱりお子さんのことを考えますと、そういう一つの区切りとして設けたほうがいいんじゃないかという運用上で1時間休憩をとっていることでございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） お昼休みに1時間、規則上は閉館とはなっていないけれども、運用上で一旦、子どもを家に帰すということで運用をしておりますという趣旨だったというふ

うにと思いますが、私、今回、児童館に行きまして親子で遊びに来てみえる方がお見えになったので質問をしてみました。「昼休み時間に子どもと一緒に児童館でお弁当を食べられるようになったらどうされますか」という質問をお母さんにしました。そしたら答えは、「えっ、それができるようになったら、とってもうれしいです」というふうに即答をされました。

上六栗にあります子育て支援センターにはランチルームというものがあります。私が行った児童館には、台所のある部屋がありました。流しと食器を置く台が一体になったものでありましたが、ここを試みにランチルームとして使えば、例えばある期間限定してでも運用されて、その反応、反響を調べられたらいいかなというふうに思います。ぜひとも検討をしていただきたいと思います。どうお考えでしょうかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 親子で食事ができるようにということなんですけども、現在、運用上、飲み物は認めておりますけども、お菓子等は禁止、食事のほうは禁止というふうにしております。この禁止というのは、やはり子ども、児童の中でおやつを持ってきている子、持ってない子、そういった子ども間のトラブル、それからお菓子のやりとりによるアレルギー性の障害だとかそういうトラブル、そういうことを懸念して食べ物については禁止ということ運用上してございます。

それで、今の提案がございましたランチタイムという部分については、親子ということで親が子どもの直ぐそばにいるということもございまして。現在、先ほど言われたように横落と深溝については研修室みたいな部屋がございまして。一度、試しに期間限定でという提案でございまして、子どもたちが小学校、中学校に行っている平日のお昼については、そういった親子のそういう憩いの時間というのを昼休憩と含めて一度、試験的に運用をしてみたいなというふうな方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 平日のお昼にということで条件つきではあるけれども、運用を検討したいということでございました。大変いいことだと思いますので、ぜひトライをしていい結果が出るというふうなことを期待をしたいと思います。

次に、運用の関係でもう一つ質問をさせていただきます。

ある児童館の2階のフロアに上がって見たところ、卓球台が置いてありました。小学生高学年の児童さんや中学校の生徒さんが使うのだろうなというふうに思います。大人用の卓球台でございましたので、そういうふうに解釈をしましたが、卓球台が水平になっておりませんでした。ネットの部分の台が数センチほど両端よりも高くなっておりまして、卓球台の側面から見ると緩やかな逆V字型になっておりました。簡単な工具で調整ができるというふうにと思いますが、このような備品の維持管理及び修理の体制なり仕組みというものは、児童館に関してできているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 児童館の備品の管理でございます。児童館の備品については、児童厚生員で維持管理のほうはお願いしているわけなんですけども、各児童館に配分してある予算の範囲内で対応可能であれば、児童厚生員が業者のほうに連絡をとっていただいて維持管理をお願いしているところでもあります。

その各児童館の予算を上回るような修繕等が発生した場合には、こども課と協議をしてこども課の予算計上をしてある予算から対応させていただく等、協議をした上で対応をしてございます。

それから、卓球台については、私も卓球台が角が欠けて何とかならないのという感じで児童厚生員からお話を聞いております。何とかしてあげたいなというふうに検討しておるわけでありまして、そのように今、児童厚生員のほうからお話をいただきながらこども課としても対応しているところでございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今、質問をしました卓球台の件につきましては、ある児童館の児童厚生員の方から直接、「困っております。修理に出したくても予算が足りません」というようなことでございますので、よく各児童館の児童厚生員の方と生の声を聞かれることをお勧めいたします。

次に、児童館の建設場所の選定について、お聞きいたします。

3小学区に新たに設置を順次していくののだろうと思いますが、ここで具体的な場所をお聞きするのではなくて、どのような観点、考え方で建設の場所の選定を行っていくのか、その考え方についてお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 答弁者に申し上げます。

時間が少なくなってまいりましたので、簡潔明瞭にお願いします。

住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 候補地については、はっきり申し上げてまだ決まっておりません。考え方ということでありますので、4点ほど言わせていただきます。

まず、子どもが通いなれた小学校の近辺に検討をしていきたいということと、もう一つは防犯上、心配がなく駐輪場、駐車場が確保できる用地として場所を選定していきたい。3点目としては、近所の迷惑等も考慮した場所という部分、それから4点目として、あくまでも用地を取得できる場所、借地は検討しません。とにかく用地を取得してから建設というふうに考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今、基本的な選定場所ということで、どのような点を考慮していくかということで述べられました。大筋ではいいのではないかとこのように思いましたが、現状の児童館を見て、私、男目線ではありますが、改善すべき項目が多々あるなと思いました。

また、新設の児童館の計画段階で、ぜひ考慮していただきたい項目も多々、質問をいたしました。子ども・子育て支援の充実したまちの証しとして、よく考えられた児童館ができることを楽しみにしておりますということ申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 答弁はございますか。

住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 子どもが元気なまちづくりという町長のマニフェストにもございます。魅力ある児童館を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、水野千代子君の質問を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

食物アレルギー対策について、お伺いいたします。

アレルギー疾患には、花粉症、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、金属アレルギー、食物アレルギーなどたくさんあり、国民の二人に一人弱が何らかのアレルギー疾患を持っており、国民病とも言われております。平成26年6月、アレルギー疾患対策基本法が成立しました。これは、「アレルギー疾患で苦しむ人を一人でも減らすため、国は全力で取り組みなさい」と法律で決めました。

具体的には、アレルギー対策に取り組む上での国や自治体、医療、学校関係者の責任をはっきりさせ、アレルギー疾患に苦しむ人の生活環境を改善し、患者がどこにいても適切に医療を受けられるようにする体制づくりをしていくことを基本理念として掲げております。基本法に基づいた基本指針は、これから策定されることになっております。

平成24年12月、食物アレルギーを有する児童が給食後に食物アレルギーによる重篤な症状アナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという事故を受け、平成26年3月文科省は、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」として、平成20年の文科省監修のもとでのガイドラインに基づく対応徹底が不可欠であると改めて確認し、今後の改善、充実方策などについて具体的に提案をされております。

本町では、どのように対応されてきたのかお伺いをしてまいります。

まず、子どもたちの食物アレルギーの把握をどのようにされているのか。保育園、学校と現況をお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） アレルギーの把握と現況ということでございます。

把握につきましては、入所申込時に身体検査記録票というものを出示していただいております。その中に、アレルギーの有無、それから食事の制限の有無といった項目がありまして、その記録票によって把握をしているところでございます。

それと、保育園におけるアレルギーのある児童の関係でございます。現在27名のアレルギーを持つ児童がおります。率にして2.4%であります。保育園ごとで行きます

と菱池が4人、里が5人、ほかの保育園については3名ということで合計27名であります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会が把握をさせていただいておりますアレルギーを持つ子どもの把握につきましては、まず第一に安全管理として食物アレルギーを持つ子どもたちが安全に学校生活を営むことができるよう個々の状況の特徴、そして学校生活における留意点を把握しまして指導に当たっております。

そこで、医療体制といたしまして、主治医や学校医に記載していただく学校生活管理指導表、これはアレルギー疾患用でございます。これの提出を保護者に求めております。そして、その指導票は保健室に保管をいたしまして、緊急時などの必要に応じて全教職員が確認できる体勢をとっておるところであります。

現況でございますが、アレルギーを持つ子どもたちの状況は、まずアレルギー食品があるときのみ弁当を持参する児童18名、中学生はおりません。除去して食べる児童生徒数は73名、小学生が52名、中学生が21名、トータルいたしますと91名となっております。原因となる物質については多いものから卵、乳、甲殻類、ナッツ類、うり類などが複数存在しています。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） まず、保育園関係でございますが、保育園関係は、ある入所時の身体検査の調査票を出していただいてアレルギーがあるかどうかを確認をして、その人数が保育園全部で27名ということでございます。また、学校に当たりましては、安全に学校生活ができるようにということで主治医だとか医療関係の方々の医者の指導表をもとに全職員が管理をしているということでお伺いをいたしました。

本当に、食物アレルギーを持つ人数は毎年ふえているというふうに思っております。保育園では、自園で調理をしております。学校給食のセンターでは、調理して提供しておるわけですが、今、若干お聞きをいたしました、食物アレルギーの児童生徒への給食対応は、除去者が73名、弁当が18名ということであるようでございますが、弁当の18名の中の小学校、中学校は何人くらいおられるのかということ、今ちょっと聞き漏らしましたので、除去の人は73名、小学校が52、中学校が21ということをお聞きいたしました、弁当では小学校、中学校とちょっと聞き漏らしましたので再度お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 弁当持参の子どもは全体で18名、小学校のみでございます。中学校はおりません。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） はい、わかりました。小学校のみが弁当が18名ということでお聞きをいたしました。

食物アレルギーでも、個人で品目も違いますし、アレルギーの症状もそれぞれ違うと

いうふうに思います。重篤な症状の子どももいると思いますし、また一人一人のアレルギー体質を正確に把握する、その把握を関係者が共通の認識を持って対応に当たることが重要であります。学校関係とか医療関係、消防関係の関係者と定期的に協議の場を設けてアレルギーのある児童生徒の情報について関係間ではどのくらいの共有の場を設けているのかということをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 情報共有ということでございます。保育園につきましては、情報提供及び共有するに当たって、保護者から同意をいただいております。そういった同意書をいただいた上で、情報共有を行っておるわけでありまして、関係機関といたしましては、消防署を初め、学校教育課それから保育園それとこども課、この中で情報の共有をしてございます。

今年度、26年度4月28日に、その関係機関が集まって情報共有をして会議を開いたという経緯がございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 住民こども部長が申し上げましたとおりであります。エピソードが必要な子どもたち、こういった者への対応を関係者で協議をしております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、学校関係者と住民こども部と消防で昨年4月に1回行ったということでございますが、この場には医療関係の方が入っていないような気がいたしますが、やはり専門的な知識を持った意見が言える立場の人、アレルギーの正確な認識を持つためにも、私は医療関係の方も入っていただけないかなというふうに思うわけですが、その点について、今後、年に1回行われるのか、また新年度には何回くらい予定されているのかということも合わせてお聞きをいたします。

それから、具体的なアレルギー対応について、昨年の協議会の場で一定の指針を出すことができたというふうに理解をしていいのかどうかということもお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 情報共有の場に医師の機関を、医療機関をとということでございます。これについては、一度、検討してまいりたいと思いますけれども、そういった情報共有の会議については、年度初めにはある程度、定期的には行っていきたいなというふうに思っております。

それから、この情報共有とは別の話になるかもしれませんが、アレルギーに対する手引きを作成いたしまして、保育園の中でそういった認識の統一化というものをこの26年度から図っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） アレルギーの関係で、その子どもの情報といったものをさらに充実していくという考え方はもちろん必要なことであろうかと思っております。さらに充実するような対応を検討してまいりたいと思っております。

それから、アレルギーの手引きの関係でございますが、これにつきましては県の手引書といったものを学校間で全教職員が共有しておりますので、それをもとに対応しております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 年度初めには行ってきたいということでございます。

学校関係については、県の手引書を学校関係の全域で共有をして行っていくということでございます。これらに関しては、共有の協議の場だけではなくて、やはり食物アレルギー対策を正確に理解して、また個々の対応についても配慮するような研修会は現在、どのように行っておるのか、また参加の範囲もお聞きをいたします。

国のほうでは、研修会にガイドラインの内容をわかりやすく資料した手引きやDVDも作成されているというふうにお聞きをしておりますが、この辺があるのかないのかということも合わせてお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 研修の状況でございます。研修につきましては、町単独で食物アレルギーに関する研修は今のところ予定はしてございません。町外で予定されている研修等に積極的に園長初め保育士を参加させまして、知識の習得に努めているところでございます。

それから、ガイドラインの関係につきましては、厚生労働省の平成23年3月に保育所におけるアレルギー対策ガイドラインを参考に、岡崎市と幸田町で岡崎医師会の指導のもとで食物アレルギーの手引きということで作成をさせていただきました。今年度26年度からそれに基づいて、園長初め保育士と意識を統一化して徹底を図っているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 学校関係におきますアレルギー対策研修会でございますが、前年度においては養護教諭研修会といったものの指導者として学校保健会の会長の講師を招き、研修を受講いたしました。また、今年度は4月に給食主任者会にて、エピペンの練習用のトレーナーというものを使いまして研修を実施してございます。

また、学校保健会としての取り組みでございますが、11月には日本学校保健会の研修に養護教諭が参加、またことしに入りまして1月ですが、学校保健大会、これは学校保健会の会長でありますコノ先生から、「アレルギー疾患の児童生徒への適切な対応について」ということで、エピペンの使用方法についてをテーマに実践報告をされ、そこには医師、校医、校長、保健主事、養護教諭、保護者代表、こういった方々が受講をしておられます。全体で100名ほどになったところでございます。

また、各学校においても、緊急時に誰でもエピペンを投与できるようにと、エピペン研修会を実施しております。

それから、ガイドラインの資料とかDVDの活用の関係でございますが、今年度の初めにおきましては、給食主任者会といったところで先ほど申しました愛知県が編集しました手引きを参考に周知徹底をさらに図ったところであります。

また、今年度、県において「学校給食における食物アレルギーヒヤリハット事例集」

といったものを作成されると聞いておりますので、これを受けまして学校現場で活用してまいりたいと考えております。DVDについてでございますが、現在、文科省の監修のもと、全国の学校保健会が作成配付ということも聞いております。同様に、今後の活用に役立てたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） まず、保育園関係で再度、お伺いをいたすわけではありますが、町内で単独では行ったことはないということで、町外のほうで知識の習得を岡崎と合わせて行っているということでございますが、例えば、保育園関係の保育士さんたちがこのときに何人くらいが参加されたのかということをお伺いをいたします。それが何%くらいになるのか、全員の保育士さんが全て何らかの形で研修を受けられたのかどうかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） どれほど受けられたかということなんですけれども、一堂に会して研修を受けるということは、子どもたちがいる以上、不可能な話でありまして、その園の運営上、支障のない範囲でローテーションで研修を受けているという状況であります。ですので、基本的にはエピペンの処方が出ている子どものいる保育園については、保育士全員がそのエピペンの使い方だとかそういった研修は受けるようにしております。

町単独で研修を行ってないというふうに先ほど申し上げましたけども、保育士が一堂を会して土曜日を利用して研修を行っております。そういった研修に食物アレルギーをテーマとした研修は一度、考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、保育士さんが全員で一度でというのは無理な話ということはわかっておりますので、やはり全員が何らかの形で研修が受けられるような、またしっかりと知識が入れるような研修会に参加していただけるようにしていただきたいというふうに思います。エピペンの関係は、もうしばらく後からもう一度、お聞きをいたします。

それから、学校のほうであります、学校はそれぞれの形の中で全教員が何らかの形で参加されてるのかなというふうに思いますが、これも保育園と一緒にありますが、教育、校長はもちろんのことだというふうに思うんですが、かなりの全員の教員くらいが何らかの形でこの研修を受けられているということで理解していいのかどうかということも再度、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほども学校保健会というようなことで、そういった場に参加できる先生はいいわけでございますが、やはり全員というわけではありませんので、そういったものをやっぱり学校に帰って、今度は受講した者が練習用トレイで練習するというようなことで周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 済みません、それではエピペンも今、出ましたので、エピペンのことを伺いをいたします。

緊急時に行えるのが自己注射薬エピペンでございます。これを持っている人は今、何人いらっしゃるのか。また全職員はエピペンを使えるようになっているのかどうかということをお聞きいたします。

それから、先ほど少し出ましたがエピペンの保管場所というのは、学校関係では全部持っている、保管場所は関係者が知っているということでお聞きをしたわけでございますが、保育園関係はこのエピペンを実際に使っている、使わなくてはいけない方がいらっしゃる保育園にあっては、保管場所は全保育園の関係者が知っているかどうかということもお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） エピペンが処方されている児童の数でございます。坂崎に2人おります。二歳児と四歳児1名ずつということでありまして。里で三歳児1名、計3名の子どもがエピペンが処方されております。

エピペンの保管の関係であります。その児童のいる保育園については、保育士全員が保管場所等は承知をしております。また、エピペンの使用方法についても、主治医の先生を招いて講義をしていただいたり、また病院に出向いてその注意事項等を勉強して、全保育士はそういった知識は持っております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 学校における緊急時において、エピペンを使用する子どもたちでございますが、医師から処方されている子どもは5名であります。幸田小学校で2人、中央小学校で1人、豊坂小学校で1人、深溝小学校で1人の5名であります。

そして、全職員がエピペンを打てるようにということでありまして、先ほども申し上げましたように、研修会、講習会、大会といったもので、エピペン練習用トレイというものを学校間で利用しまして、そういったときには直ちに打てるというような対応を整えてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、何かあったという緊急時のときには、どなたでもさっと使って命が救えるような形をしていていただきたいというふうに思います。やはり本当にその現場に立ちますと、おろおろするというのが人間なのかなというふうに思いますので、ぜひともそういう立場になったときそういう場がもしあったときには、さっと動けるような形にしていきたいというふうに思っております。

それから、エピペン関係も今後、だんだんとアレルギー疾患の重篤な方でございますので、今後ふえてくる関係性はあるのかなというふうに思いますので、やはりしっかりと管理また対応、正しい認識をしっかりと持ってもらえるように指導をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、誤って食物アレルギーの原因の食べ物を口にしてしまったという誤飲食による事故というのがあります。これは2012年度には全国で34校で40件発生して

いるというふうに言われております。誤飲食は、年齢が低いほど多くなっております。

先月も、地元新聞のほうに食物アレルギーの誤飲食事故というものが載っております。これは、総務省の中部管区行政評価局、名古屋市にあります。2014年5月に、愛知県内の2040施設から405施設を抽出して乳幼児の食物アレルギー対策についてを保健所や幼稚園に実施した結果で、過去3年間以内で誤ってアレルギーの原因の食べ物を飲み食いしてしまったという事例が回答した公立保育所の63.2%、私立保育所では61.4%、幼稚園の25%で起きているということが明らかになっております。食物アレルギーのある児童が友達の食べ物を口にしてしまったとか、食事中に友達の箸と取り違えてしまったなどというのが事故の原因だったそうなのですが、本町はこういう事例があったかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 事故の関係でございます。除去食と通常食を誤ってという事故については、いわゆる配膳ミスの事故については本町においてはございません。

ただ、アレルギー物質に対して十分、留意を払っているんでありますけども、何かのいたずらをして発疹なりかゆみが出るという症状はまれにあります。そういったときには、保護者の方がお迎えに来たときに、こういう症状が出ましたということでお伝えはするようにしているところであります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほどのアレルギー疾患がいる学校のエピペン対応のことについて、若干漏らしましたので報告させていただきますが、その対象となる学校においては、エピペン投与ができるようエピペン研修会、この講師は校医でございます。校医による研修会を実施しておるところでありますので、その学校については全員の教職員が打てるというふうに確認をしております。

先ほどの御質問であります本町のその状況であります。学校給食におきましては、昨今において食物アレルギーを起こす食べ物を誤って食べたり飲んだり、そうした事故は起こっておりません。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 学校関係は自分が自覚をできるもので、まず誤った配膳ミスとか自分が故意に食べてしまったということはあるかもしれませんが、まず学校環境はないのかなと思うわけですが、やはり小さな子どもさんが見える保育園、三歳児未満児の方たちは、やはり誰か食べていると例えば、たまごボーロだとかあいうものを食べている私も欲しいなというふうに言葉はなくてもさっと手が出てしまう。こういう危険性もありますので、やはりその辺をしっかりと保育園関係においては、今後も気をつけていていただきたいというふうに思います。

先ほど、何かのいたずらで発疹が出たというような、何かあったというようなことも少し言われたわけですが、やはりそれが重篤なアレルギーになってしまってもこれも大変でございますので、やはり保育園関係は再度、注意を払っていただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、学校給食で食物アレルギーの対応食を提案をさせていただきます。

食物アレルギーにある児童生徒も、やはり他の児童生徒と同じように、先ほど弁当は小学校で18名であるよということを言われましたが、やはり学校で子どもたちが給食の時間を同じような給食が送れるように、当然、中身は違うわけでありましたが、やはり同じような食事ができるように弁当ではなくて、学校給食センターで食物アレルギーの対応食を実施すべきだというふうに思うわけでありましたが、この点についての考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 学校におけるアレルギー対応食への対応でございます。子どもたちが食の大切さや楽しさを理解する大きな役割もあるものであります。アレルギーを持っておる子どもたちが他の子どもたちと一緒に同じような給食は楽しめるといったことは今できることはないかということで、常に学校給食会と取り組んでおるところであります。

そして、先ほど議員が申されました幸田町では現在、レベル2の弁当対応というところではありますが、若干ではありますデザートのみは一応、代替を行っておるとすることも御承知だと思います。

そして、アレルギー対応を行っている県内の先進の給食センターを見てまいりました。現在の給食センターでは食物アレルギー対応食の専用調理スペースを取ることが物理的に難しいという状況であると感じたところであります。

しかしながら、ソフト事業といたしまして、そういったものを少しでも子どもたちにとって楽しくなるようにということで、例えば、献立作成委員会といったところでは保護者の立場からの御意見もいただいております。先進地の事例を参考にいたしまして、アレルギー対応給食メニュー、要は原因食を含まないメニューというようなものも必要ではないかなということで、どの子も給食が楽しく食べられることを目指して今後、対応してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 現在の学校給食センターではスペースは無理だということで今、言われたわけではありますが、今後の食物アレルギーの子どもたちのことを考えていますと、やはり私は一度、決断をして専用の調理場をつくって対応すべきだというふうに思います。児童生徒が本当に学校給食センターでつくったものを食べられるという、一緒になって食べられるということ、やっぱり楽しく食べられるということを前向きに検討して行っていただきたいというふうに思います。

ソフトの面では、かなり充実させていただけるということでございます。そういうことうれしいわけですが、やはり学校給食センターとしての価値、思い、その辺のことも考えていただいて前向きに検討して行っていただきたいと。これは学校給食センターが建設される前から訴えていることですが、一度、覚悟して決めていくべきではないかなというふうに思いますので、前向きにこれはソフト面と合わせてハード面も検討して行っていただきたいというふうに思います。

続きまして、次に移らせていただきます。

子ども・子育て支援の充実についてお伺いをいたします。子ども・子育て支援新制度のが平成27年4月からスタートをいたします。この新制度を施行するに当たり、各自治体が国から示された基本指針などに沿って子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。

本町も、平成27年度から平成31年度までの素案が、先の文教福祉協議会に出されております。子ども・子育て支援事業計画の素案に、「平成27年度以降は、新しい計画に基づき質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援策を計画的に実施します」このように言っているわけであります。

そこで、以前より提案をしましてまいりました病児・病後児保育の実施について質問をしましてまいります。

この事業は、子どもが病気や病気回復期にあるが集団保育には難しい。保護者は勤務などでどうしても家庭で保育が難しい。親戚も近くにいない場合がございます。そのときに子どもを預かっていただける事業であります。この新制度において、計画の中で各自治体も実施していく旨が示されているかというふうに思いますが、現在の県内、近隣市町で病児・病後児保育の実施の現況をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） アレルギー対応の関係で議員が申されましたように、前向きにという御答弁をしたいわけですが、現在においてはやはり給食センターは安全第一というところであります。そして先進的な技術といったものも今後出てくると、そういった場合にはやはり先進地を視察するなどして、さらに研究をしながらこのアレルギーの対応食について考えてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 先ほどのアレルギーの関係、基本的にはアレルギーのある児童の食事、おやつタイム、そのときには保育士がついておりますが、なお一層留意をして対応してまいりたいと思っております。

続きまして、病後児の県内の状況でございます。愛知県下54市町村中33市町で実施しております。未実施が21ということであります。町レベルで行きますと、東郷町、大口町、東浦町、この3町が導入をしております。西三河9市1町で行きますと、本町とみよし市が未実施で、ほかの市については実施をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 県内33市町が行っているということで今、言われました。町レベルでは、今3町というふうに言われたと思うわけでありますが、私のホームページで調べたのでは4町がやっているというふうにお伺いをしています。4町というのは、東郷町は日進の隣でございますので、日進を合わせて日進のほうへお願いをしてやっているということで理解をしたわけでございますが、この辺は理解をされてるかどうかと、私の理解が間違っているかということを再度、お聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 申しわけございません。4町というのは私はちょっと把

握はしておりません。この3町というふう聞いております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 私も愛知県のホームページから出させていただいて見たわけであり。確かに、東郷町は町の中ではやっていませんが、隣の市にお願いをしてやっているということを書いてございます。ということでもありますので、市は当然、ほとんどの市がやっているわけですが、町も随時、推進をしている実施をしているというのが現状かというふうに思います。本当に本町の保育園のニーズも確かに高まっておりますし、今までさまざまな形で休日保育等もやっていただいたわけでございます。この病児・病後児保育が実施されますと、本当に保育の支援のほうも拡充できるのかなというふうに思っております。

計画の素案の中には、本町は平成31年度に施設型の病児保育事業1カ所の実施を想定という計画は出されておりますが、この計画について具体的なものがありましたらお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 31年に事業計画に施設型の病児保育事業1カ所というふうに計画上、載せていただいております。基本的には施設型の病後児保育を導入していきたいなということでもあります。施設型と申しますと保育園や病院等の専用スペースを利用して一時預かりをするという対応形態になるわけでございます。

保育園については、現状、子どものふえる幸田町においては保育園でのそういった専用スペースを設けるというのが現状では不可能なかなというふうに思っております。その事業を導入するに当たっては、医療機関の協力を得ながら、また運営事態においても委託という形をとりながら、もし実施できたら幸田町でも病後児保育を導入していきたいなというふうに思っております。31年という年度決めについては、この第1次の事業計画のうちにかししたいという担当の希望的な設定もございます。担当としては、この病後児保育がやはり回りも始めている段階で、幸田町も何かししたいという認識ではおりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 何かししたいという部長の熱意はわかりますが、やはり実際に実施する計画を毎年立てていかないと実施には至らないのかなというふうに思ひます。確かに、この病児・病後児保育というのは今の保育所の中で専用スペースというのは難しいかもしれせん。やはり医師、看護師等も必要でございますので、病院・医療関係に協力を願ひながら、ぜひとも実施をしていただきたいというふうに思ひます。

それから、計画の中で児童の人口推移が載っておりました。これは5カ年間の推移が載っておりました。ゼロ歳から11歳までの推計は年々増加傾向で、平成27年度から31年度までには254人増で5,919人となっております。もうちょっと細かくゼロ歳児から5歳児までの人口の推移を見ても、平成28年度がピークとなつて、その後は少しずつ減少となつて、平成31年にはマイナス41人となっております。このことから考えますと、やはり保育園の需要が多い、保育園の園児が多い、平成28年

度、平成31年度の病児・病後児保育をもう実施ではなくてもう少し早い時期で導入ができないのかなというふうに思うわけであります。一番高いところだと平成28年度がピークになっておりますが、この時期に導入のお考えがあるかどうかということ再度、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 病後児保育については、昨年行いましたニーズ調査においても約5割の方が利用したいという調査結果が出てございます。病後児保育については、必要性も十分認識してございます。計画上、計画マックスの31年に設定はしてございますけれども、先ほど申し上げましたとおり岡崎医師会それから医療機関との調整を少しでも早く着手をしながら課題の解決を図って、可能な限り早い時期に導入をしたいというふうに思っております。努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 早い時期にということでございます。こういうことは本当に新年度から早く手を打っていただき、また医療関係とも医師会とも話をしていく中で、早い時期に導入をしていただきたいというふうに思います。そして、その中で計画にあったおりに質の高い幼児の教育、また保育やニーズに応じた保育の運営を、子育て支援をぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、ICT（情報通信技術）を活用したまちづくりについてをお伺いをいたします。

若い世代だけでなく、中年世代を中心にICTの利用率が大幅に高くなっております。この機能を活用して、市民協働のまちづくりを目指しております千葉市に1月13日に視察に行つてまいりました。千葉市民協働レポート、千葉レポというネーミングで平成25年度に実証実験を行い、平成26年度9月から市民レポートが本格的にスタートしている事業でございます。

具体的には、スマートフォンやパソコンを用いて市民が地域の課題、例えば道路のふぐあいや側溝に雑草が詰まっているとか、舗道に草木が茂っているとか、公園の遊具が壊れているなどをレポートし、位置情報と写真付で市に情報を送信する。行政は、位置や写真付であるので、場所だとかどのくらいの破損かがわかり、解決方法も効率的に行うことができるという事業でございます。

また、この情報をホームページで公開することで、住民みんなが共有できる。レポートしてもらった情報は内容により所管課が振り分けをして内部で確認をして、公開すべきか非公開とすべきかを決めております。個人情報などが含まれている場合は公開しないというふうになっております。公開は、地図上に「受け付け済み」「対応中」「対応済み」などのピンが置かれ、登録者だけでなく住民誰でもその動きが見られるようになっております。実証実験では、市民が850人、市職員が391人がレポーターとなっております。レポーターは参加登録をして、レポート分野は絞って道路・公園・ごみというふうに今現在は行っております。インターネットを初めICT活用で業務の効率化、市民サービス、地域のつながりを再生することができるというふうに考えますが、

I C Tを活用したまちづくりについての認識をお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 本町におきましても、子育て世代や高齢者に対する生活サポート、防災など町民の生命・財産を守る安全安心の仕組みづくりなど速やかな対応を要求される多くの課題を抱えております。さらに自分たちの生活やその環境を自分たち自身が守り、運営をする自助・共助により持続的かつ効率的に住民サービスを運営していくための仕組みづくりが必要となっております。そうした中、本町が抱えている課題を解決するには急速に進んでおります情報通信技術 I C Tの活用は欠くことのできない重要なツールであると受けとめております。

本町の I C Tの活用の取り組みといたしましては、情報発信ということでこうしたタウンメール、町ホームページ、ケーブルテレビなどを行っていますが、さらに町民からの情報収集の効率化、行政と住民の情報共有という形で必要であるというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当にこの I C Tは、今後欠くことのできない一つの通信技術ではないかなというふうに私も思っております。

本町の道路や公園・ごみなどの苦情や要望はどのくらいあるのか。またその連絡は電話か直接ここへいらっしゃるのか、個人かをお伺いをいたします。区からの要望は、書類が多いかというふうに思いますが、合わせてお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 視察に行かれました千葉レポートにつきましては、3つの分野について特に特化をしているということであります。道路・公園・ごみなどの苦情や要望の件数でございますけれども、今年度途中ですが道路等の土木課受け付け分として371件、公園に関係するものが14件、ごみなど環境課に関するものが184件、合計しますと569件となっております。

また、それとは別に各区からの要望書という形で157件を受け付けております。報告方法と要望者につきましては、町民からは電話により直接寄せられるものが多く、区長さんや地区の役員さんにつきましては書面による要望書として地図や写真を添付したものが多く状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、件数を聞いてちょっとびっくりしたくらいでございますが、区からの要望は157件、これは書面が多いということだというふうに思うわけですが、道路だとか公園の苦情だとか不法投棄、この道路など土木関係の苦情の要望がかなり多いのかなというふうに思うわけであります。それくらい町民の人たちは、自分たちの生活を守るために、少しでも行政に直してもらいたいというふうにあるのかというふうに思うわけでありますが、電話の情報と来ていただいた情報が多いのかなというふうに思うわけでございます。本当はかなり件数がございます。内容によっては緊急性をもって、高いものもあっても直ぐ対応することもあるかというふうに思いますが、時間がかかるという場合もあるかというふうに思います。

それで、要望者や情報提供者への返信、どうされているのかということをお聞きいたします。聞きっ放しになっていないのかどうかということでございます。例えば、1週間前にここがこうでこうでというふうで電話をかける。その後、何も言ってこない。その場を見ても全然、改善もされてないということにつながるのかなというふうに思いますので、やはりその辺の返信はどのようになっているのか。これだけの件数を見ますと、一々返信というのも難しいのかなと、それも思うわけでございますが、どのようになっているのかということをお聞きいたします。

住民がさまざまなふぐあいを見つけても、例えばどこに連絡をしてよいのかとか、調べるのは面倒だとか、土曜日とか日曜日であるために連絡がつかない、どうやって説明したらいいかわからないというふうに諦めてしまうこともありますし、また書面の要望でも閉庁している時間とか曜日によっては要望書を持ってこられない、こういうようなときでもやはりメールならば、先ほど言った情報通信のICTを活用すれば、休みの時間だとか休日関係なくいつでも送信ができるわけでございます。でありますので、やはりこういうICTを活用した取り組みを、今後考えていくお考えがあるかどうかということをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 返信の関係でございますけれども、先ほど議員が言われるようにたくさんの要望が寄せられておりますので、どのくらい返信したかというのは統計はとっておりませんが、一般の町民の方からの苦情要望につきましては匿名の方が多いのが現状であります。

また、不法投棄など実施が容易な案件につきましては、対応することにより報告にかえさせていただいております。なお、区長さんからの要望につきましては、簡易なものにつきましては口頭で回答をしておりますけれども、文書での回答にも努めておるわけでございます。

それと、千葉レポートを見ますと、やはり緊急の場合は緊急連絡先ということで電話番号等が記載をされておって、緊急の場合はそちらのほうにと、そうでないものはこの千葉レポを使って活用というようなことを見させていただいております。

今回、この千葉レポというのは、地域の課題を住民が見つけて行政と住民が地域の課題を共有しながら解決に向け行政と住民が協働で取り組むいいシステムだとは思いますが、本町におきましても、安全安心で暮らせるまち、活力あるまちとしてあり続けるために情報通信技術ICTをうまく活用できるように、今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 公園関係につきましては、やはり何かあったときにはここへということで必ず課と電話番号は書いてあるわけでございます。

しかし、緊急のときには、先ほど言ったみたいに時間の関係、休日の関係等で幾ら電話しても出ないわけありますので、やはりその辺は今後、いつまでも旧態依然の考え方だけではなくて、改めてこういう活用するものがあるのであるなら、やはりそういうものを活用して行政と住民と一体になって活用していくべきではないかなというふうに思

います。

それで、要望提供者への要望が解決したときは、返事をする事で住民が自分たちのまちは自分たちでよくしようという意識も高まってくるというふうに思うわけでありませぬ。そして、その意識が高まってくると、次の行動、自分もじゃあ何ができるのかとか、こういうことをやってもっとまちをよくしようだとか、そういうことへ住民の協働につながるまちづくりにも発展していくのかなというふうに思うわけでありませぬ。

千葉レポのほうは、私たちが行ったときは1月でしたのでまだ実際に始まっておりませぬでしたが、話の中でこの4月から新年度からはそういうまちのふぐあいだけではなくて、市民が感じるよい風景や情報のレポート、こういうことも開始をするということをお聞かしております。

例えば、花見はここがいいよだとか、もみじはこの辺がきれいだよとか、そういうことの発信もやっている。行ったらこんなにきれいだったよというそういう発信も行っていくということを説明の中で受けたわけでございますので、そういう活用もできるのかなというふうに思います。そうすればもっともって目的を絞っただけではなくて、いろいろな形で住民との協働ができるのかなというふうに思うところでございます。

私もここ最近、時々であります、スマホ、ICTを使ってまちのふぐあい等、公園のふぐあい等をその担当課に発信をして、現地を確認して直ぐ対応していただいたところもでございます。その一つの例としては、地下道の天井の破損が見つかって、直ぐ対応していただいたとか、やはり公園の滑り台のふぐあい、住民とのお話の中で、「あその公園の滑り台を滑ったらセーターがひっかかって困っちゃった」とか、そういうこともお伺いをして、直ぐその滑り台を見に行つてふぐあいをスマホで撮つて、担当課へ配信をしたということもでございます。でありますので、ぜひともこれは進めていっていただきたいと思つています。

千葉市の千葉レポでは、やはりこれは言葉強く言つておられましたが、「行政でなければできないことは行政で解決します。住民の力を発揮してできる課題は、住民で解決する」このような住民と行政が一体となつてまちづくりをしていくことを最終的には目指しているということも言われておりました。中高年のICTを活用する方々が多くいらっしゃると思つています。本町にあったICTを活用した住民協力による解決の仕組みづくりを、ぜひとも私は研究し進めていっていただきたいというふうに思うわけでありませぬが、再度、お考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員が言われるように、当然、町民の方からそういう情報があつてそれを返していく、それはそういう形で情報を共有していく、そういう中で町民協働というかそういうものが生まれてきていくのではないかなというふうには思つたし、今回の千葉レポートの中のその趣旨もそのような形、町民協働、市民協働という目的のもとにこれを導入されておるというふうに理解をしております。

県下で見ますと、半田市がマイレポート半田として昨年の10月から本運用が始まっているようでありませぬ。ただ、導入をしているのは、全国にもこの千葉市と半田市のみであります。今後、先進地等を調査しながら、検討していきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、半田市が出ました。私も、半田市はホームページでしっかりと確認をさせていただきました。ここは本当に住民参加ということで、住民ができることは住民で解決していこうということで、ただし資材だとか材料とかどうしても必要なものは行政に負担を願って、力は自分たちでやっていこうということが出ておりました。それも本当に大切かなというふうに思いますので、さまざまな、確かに先進地は少ないかもしれませんが、やはり夢のあるような市民協働の住民協働のまちができればいいかなというふうに思っておりますので、早い時期に研究をしていただきたいというふうに再度、お願いをして私の質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 再度のお話であります。繰り返しになりますけども、それぞれ先進地を見て調査をしながら研究をしてきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月9日月曜日午前9時から再開いたします。

本日一般質問された方は、議会だよりの原稿を3月13日金曜日までに事務局へ提出をお願いします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年3月4日

議 長

議 員

議 員